

# 基本計画の位置づけ

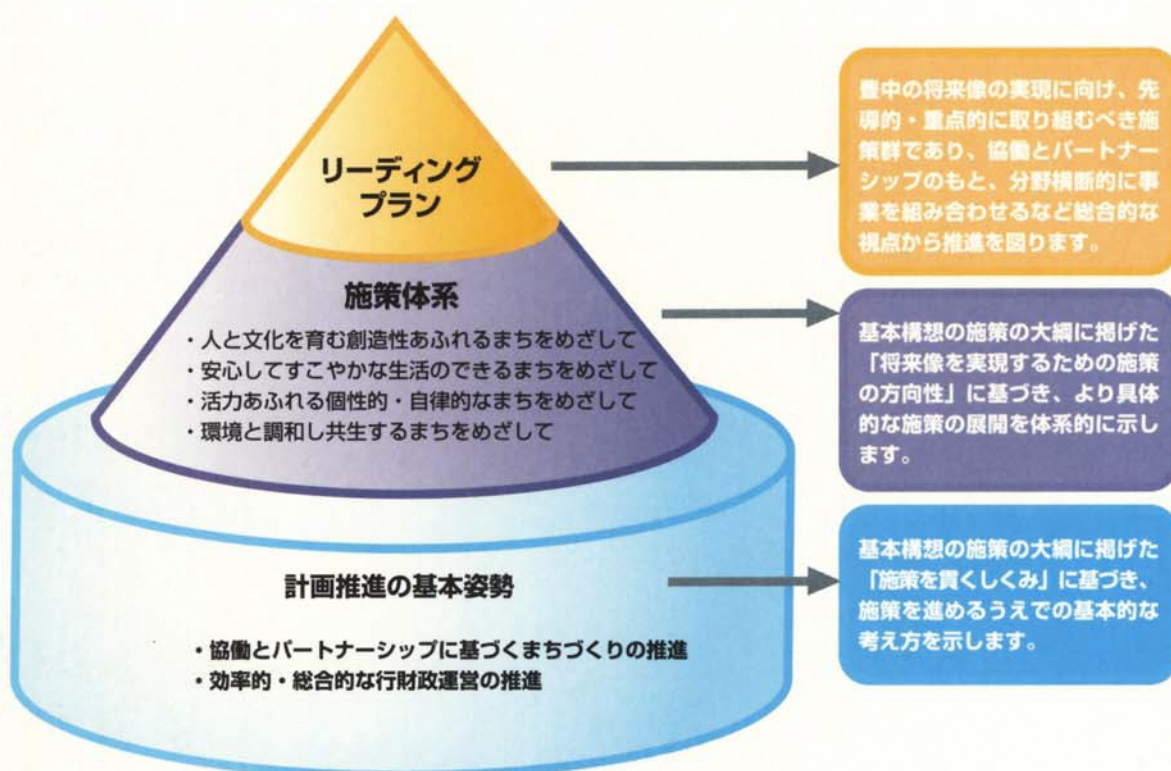
1 基本計画の構成と役割

2 計画の期間

## 1 基本計画の構成と役割

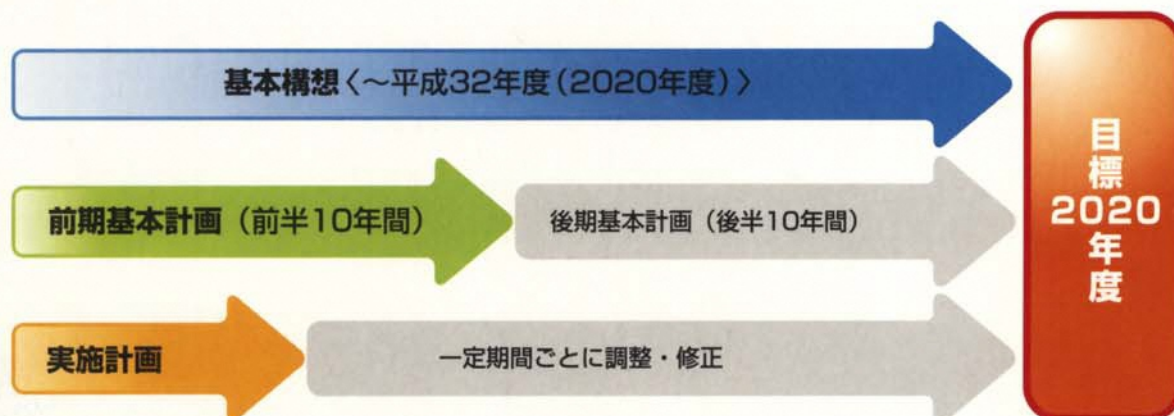
基本計画は、基本構想に掲げた理念をふまえ、施策の大綱にそって、豊中のめざすべき将来像を実現するための基本的な考え方や施策展開の方向

性を明らかにするために策定するものです。基本計画は、リーディングプラン、施策体系、計画推進の基本姿勢で構成されます。



## 2 計画の期間

計画期間は、平成13年度(2001年度)から平成22年度(2010年度)までの10年間とします。





# リーディングプラン

住んでよかったと実感できる“**とよなか**”の創造

～人権尊重を基調としたパートナーシップのもとに～

活 力・共 感 “**ときめき**” プラン

子育て・子育て “**よろこび**” プラン

暮らし 悠々 “**なごみ**” プラン

持 続・循 環 “**かがやき**” プラン

## リーディングプラン 設定のねらい

## ～まちづくりを先導する施策の方向性～

基本理念である「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」に基づき、豊中の将来像の実現をめざしていくためには、これまでの行政の枠組みを越えた市民・事業者・行政それぞれの協働と連携による柔軟で幅広い取り組みを進めていくとともに、全市的観点から施策を効果的・総合的に推進していく必要があります。そのためには、近年の厳しい財政状況のなか、限られた財源や人材の有効活用を考え、重要度や緊急度の高い事業を吟味し、重点的に展開を図っていく必要があります。

そこで、協働とパートナーシップ\*のもと、先導的・重点的かつ分野横断的に取り組むべき施策を取り上げ、これらをリーディングプランとして位置づけます。

リーディングプランを進めるにあたっては、リーディングプランを構成する施策を展開するうえで必要な事業を実施計画の中に位置づけ、相乗効果が発揮できるよう推進するものとします。

## 《リーディングプランで使われている用語の説明》

**パートナーシップ**

まちづくりなどの事業において、市民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係。

**NPO**

「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。これらを支援する「特定非営利活動促進法（NPO法）」が平成10年（1998年）3月に制定されている。

**ライフステージ**

人の生涯における人生の各段階のこと。年齢的・時間的な区分というよりも、結婚、子育て、勤労、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す言葉。

**バリアフリー**

高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害（バリア）になるものを取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や点字での表示など。また、こうした人たちへの偏見・差別の解消も「心のバリアフリー」と呼ばれる。

**ユニバーサルデザイン**

高齢者、障害者等の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのこと。ユニバーサルは直訳すると普遍的の意味。

**地球温暖化**

産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

**循環型社会**

大量生産→大量消費→大量廃棄という最終的に環境に大きな負担を与える従来の社会システムに対して、日常生活や産業活動において、再資源化などを通じて大気や水、物質などの循環を図るなど、環境負荷の少ない社会システムを表す言葉。

**環境負荷**

人間の活動により環境に負担を与え、環境悪化のもととなるもの。日常生活や産業活動などを通じて発生する排ガスや汚水、廃棄物など、環境を汚染する原因となるもの。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。



## 住んでよかったと実感できる“とよなか”の創造

～人権尊重を基調としたパートナーシップのもとに～

豊中市ではこれまで以上に質の高い住宅都市として、基盤整備やサービス提供などで市民の生活を中心においた考え方が求められています。

そこで、前期基本計画において推進するリーディングプランでは、市民やNPO\*などの活動団体、事業者、行政相互の人権尊重を基調としたパート

ナーシップのもと、これまで蓄積してきた社会基盤や各種施設の余力を新たな機能へ転用するとともに、豊中が持つ豊富な人材をはじめとしたさまざまな資源の有効活用などをおし、住んでよかったと実感できる“とよなか”の創造をめざすものとしします。





活力・共感

## “ときめき”プラン ～まちに活気と交流を～

地域産業は試練のときを迎えています。長期の不況と産業構造の転換は、都市や地域を支えてきた商店街や企業に大きな打撃を与えました。市内中心市街地でも商店街の衰退傾向などが現れています。一方、NPO\*などの多様な市民の活動が活発になり、地域が主体となって、地域の資源を用いてビジネスの形態で、地域の情報化や高齢者の生活支援などの社会サービスを提供する動きも生まれつつあります。

少子・高齢化の進行、環境問題の深刻化、情報通信技術の急速な進展など、社会潮流の変化を的確にとらえ、豊中市の地域特性や豊富な人材を有効に活用しながら、住宅都市を支える産業の再生や新しいビジネスの育成を支援し、活力と交流を生み出すまちづくりを進めます。

### 商業活性化型のまちづくりを進める

- ・豊中市では、「商業とコミュニティ」「街並み形成と商業活性化」という施策を方向づけ、まちづくりと一体となった商業振興の取り組みを進めています。先行する地区では、「地区まちづくり基本方針」を策定し、商業活性化や新しいビジネスの導入などの支援が始まっています。
- ・今後は、こうした取り組みをさらに進め、都市の拠点づくりやコミュニティベースのまちづくりと一体となった商業・サービス業やニュービジネスの振興を図ります。

### 地域に密着した生活支援型産業を育てる

- ・住宅都市の特性と豊富な人材を活かしながら、住宅・福祉・教育・環境などさまざまな分野において、生活支援型の対住民サービスを提供する新しい産業や市民起業家の育成・支援を充実し、就業・雇用の促進を図ります。

### 地域資源を活かし新たな産業をつくる

- ・大阪国際空港や新幹線、高速道路網などの広域交通の利便性や、周辺の大学や研究機関の集積などを活かし、新たな産業の創出、製品や技術の開発とともに、既存技術の情報発信力の向上などをめざします。





子育て・子育て

## “よろこび”プラン ～子どもの夢を地域とともに～

出生率が全国平均を下まわる豊中市では、今後急速に少子化が進行すると見込まれており、超高齢社会・少子社会の到来に備えることが大きな課題となっています。また、少子化のみならず、地域コミュニティの変化、学校や教育に関する問題など、子どもを取りまく環境は複雑化しています。

そこで、子ども自らが「育つ力」「生きる力」を養い、発揮できる環境づくりを通じて「子ども」の育ちを支え、同時に「おとな」も成長していけるようなまちづくりを進めます。

### 子育て・子育てのネットワークをつくる

- ・健康・福祉・教育といったさまざまな観点から、保育所(園)、幼稚園、保健福祉機関、社会教育施設、地域における子育てサークルなどとも連携を図りながら、それぞれの子どもの成長に柔軟に対応できるネットワークづくりに取り組みます。

### 子育て支援機能を充実する

- ・子育てと仕事等との両立支援をはじめ、さまざまな状況にある子育て家庭に対し、多方面からその支援を進めます。

### 地域に開かれた学校をつくる

- ・地域の多様な人々とのふれあいや交流をとおした学校教育の活性化や地域コミュニティの形成へ向けた地域社会との連携を強化するため、余裕教室の有効活用や学校施設の開放を一層進めます。
- ・地域特性をふまえた特色ある教育を進めるため、家庭や地域との連携を強化するとともに、体験学習などの指導にあたる人材の確保・活用を図るためのしくみをつくります。



暮らし悠々

## “なごみ”プラン ～安全でうるおいのある住まいと暮らしを～

大量供給された公共住宅団地やマンション等の老朽化や地価の高騰などにもなう建築物の高層化、土地の細分化の進行、また、少子・高齢化の進行にもなう人口構造の変化や家族形態の多様化など、住宅・住環境面をとりまく環境は大きく変化するとともに多様な課題が発生しています。

また、豊中市に住み続けたいと考える市民は増加していますが、住まいや暮らしに対するニーズは、バリアフリー\*のまちづくりや環境・防災・安全に配慮した住宅・住環境、地域で支え合えるネットワークなど、より質の高さを求める志向が高まっています。

そこで、市民生活にとって最も基礎的な「住む」という機能に焦点をあて、安全でうるおいのある住まいと住環境づくりを進めます。

### 多様なニーズに対応した住まいをつくる

- ・ ライフスタイルやライフステージ\*に応じて多様化する住まいへのニーズにこたえるため、さまざまな手法を活用した多様なタイプ・規模の住宅供給の促進や、地域のなかでスムーズに住み替えができるようなシステムを検討するとともに、住まいに関する情報の提供などを進めます。

### だれもが活動しやすい安全なまちをつくる

- ・ 都市基盤、公共施設、公共交通機関、生活利便施設などの整備にあたっては、妊産婦、子ども、高齢者、障害者、外国人等の利用に配慮したバリアフリー化、ユニバーサルデザイン\*の導入を進めます。
- ・ 市民の日常生活が営まれる生活エリアにおいては、福祉、環境、防災に配慮した道路の整備や、健康づくりや交流の機会づくりに向けた場の確保などをおし、歩くことを重視した安全で快適な生活圏道路づくりを進めます。
- ・ 市民の健康づくりや地域福祉を支える人材の育成・活用や場の確保などをおし、地域で支え合えるネットワークづくりを進めます。
- ・ 地域や事業所での自主防災組織の育成・支援や、防災や火災予防知識などの普及・啓発をおし、「自らの安全は自らで守る」という考え方を基本とした防災意識の醸成を図ります。

### 暮らしにうるおいを与える空間をつくり育てる

- ・ 身近な公園が地域の緑のシンボルとなるように特色ある公園づくりを市民参加で進めます。また、自然との共存・共生をめざし、市内に残された貴重な自然の保全や、身近にふれあえる緑や水辺などを回復・創造するための取り組みを進めます。
- ・ 個性的でうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、地域の特色ある景観やまちなみを保全・創造するとともに、市民の自主的な環境美化活動の促進や支援を行います。





持続・循環

## “かがやき”プラン ～かけがえのない地球環境を未来へ～

先進諸国をはじめとする大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、地球温暖化\*や熱帯林減少などの地球環境問題が顕在化・深刻化し、地球環境や将来世代への影響が懸念されています。

将来を担う世代に豊かな地球環境を引き継ぎ、持続的発展の可能な社会を築くためには、こうした地球規模の問題を私たち一人ひとりが身近な問題としてとらえ、地域から実践することが必要です。

豊中市では、市民・事業者・NPO\*・行政が協力・連携して環境保全に取り組むため、「とよなか市民環境会議」が発足し、「豊中アジェンダ21(地球環境を守るとよなか市民行動計画)」を策定するなど、持続可能な社会づくりに向けた取り組みを始めています。

そこで、今後はこうした先進的な取り組みを一層進め、地球環境の保全に向けた啓発や教育、循環型社会\*づくりや環境への負荷\*の少ない都市づくりに取り組めます。

### 地球環境の保全に向けた啓発や教育を進める

- ・地球環境の保全に向けた意識や関心を高めるため、地域・学校・企業などさまざまな場における啓発や教育を進めます。

### リサイクルや省資源・省エネルギーを進める

- ・ごみの減量化や製品の再利用に向けた地域や事業者の自主的な活動を支援します。
- ・家庭、学校、地域、企業などにおける省資源・省エネルギー型のライフスタイルや事業活動を普及・促進します。

### 環境への負荷の少ない社会システムづくりを進める

- ・周辺自治体や関係機関とも連携しながら、環境負荷の少ない交通システムへの転換に向けた取り組みを進めます。
- ・環境負荷の少ない産業活動や事業活動を促進するとともに、環境負荷を低減できるような経済的手法についても検討します。

# 施 策 体 系

**第1章** 人と文化を育む創造性あふれるまちをめざして

**第2章** 安心してすこやかな生活のできるまちをめざして

**第3章** 活力あふれる個性的・自律的なまちをめざして

**第4章** 環境と調和し共生するまちをめざして



## 第1章

# 人と文化を育む 創造性あふれるまちをめざして

すべての市民の人権が尊重され、個性や創造性を発揮していきいきと暮らすことができるよう、憲法の理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重をすべての行政施策の基調として、人権に根ざした文化に満ちたまちの実現をめざします。

また、共に生き、共に学ぶ、開かれた社会を築いていくために、地域特性を活かした市民文化を創造し、その基盤となる生涯学習や教育の充実をめざします。

## 《施策体系》

## 第1章

## 人と文化を育む創造性あふれるまちをめざして

## 第1節

## 共に生きる開かれた社会づくり

- ①非核平和都市の実現
- ②人権施策の総合的推進
- ③同和行政の推進
- ④男女共同参画社会の実現
- ⑤国際化施策の推進

## 第2節

## 共に学ぶ心豊かなまちづくり

- ①生涯学習を支える基盤整備
- ②生涯スポーツの推進
- ③市民文化の創造を支えるしくみづくり
- ④心の教育の推進
- ⑤乳幼児保育・教育の充実
- ⑥義務教育の充実
- ⑦障害児教育の充実
- ⑧青少年の育成



## 第1節 共に生きる開かれた社会づくり

### 《方向性》

一人ひとりの個性が大切にされ共に生きることが  
できる開かれた社会をめざし、人権尊重の視点  
をあらゆる施策に活かした取り組みを総合的に進  
めます。

### 《主な課題》

豊中市は、「非核平和都市宣言」（昭和58年  
(1983年)）、「人権擁護都市宣言」（昭和59年（1984  
年））をはじめとして、平和と人権擁護を基調にし  
た平和で平等なまち、一人ひとりの個性が大切に  
され、共に生きることが出来る開かれた社会づく  
りに取り組んでいます。また、平成11年（1999年）  
には、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」を  
制定し、人権尊重が当たり前のこととして受け入  
れられる人権に根ざした文化の創造に向けた市と  
市民の役割や施策の推進のあり方を明らかにして  
います。今後とも、憲法の理念を地域社会で実現  
していくため、すべての行政分野が基本的人権の  
尊重と深くかかわっているとの認識のもと、横断  
的、総合的な人権行政を展開する必要があります。

同和問題の解決に向けた取り組みは、これまで  
の事業実施により一定の成果をあげてきましたが、  
社会にある根深い差別意識の解消など、なお多く  
の課題を抱えています。差別する意識のみならず、  
差別を許容したり差別に屈服する意識の変革へ向  
け、啓発・教育に重点を置いた同和行政を総合的  
に展開する必要があります。

「女性」政策は、主に女性の社会参加の促進を中  
心とした施策展開から、より広く「男女共同参画」  
をめざしたものになっており、平成11年（1999年）  
には「男女共同参画社会基本法」が制定されまし  
た。社会活動における男女の自由な選択に対して  
影響を及ぼす性別による固定的役割分担意識など  
を反映した制度や慣行が根強く残るなか、今後は、  
ジェンダー\*問題解決の視点から、あらゆる行政分  
野の施策を見直し、男女がともに職場・地域・家  
庭へ主体的にかかわり、等しく責任を分かちあう  
男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組  
みが必要です。

近年、新たに来日する外国人が増加し定住化が  
進むとともに、国際結婚や帰国児童・生徒の増加  
により、多文化を持つ子どもも多くなっています。

また、日本に在住することとなった歴史的背景  
を持つ在日韓国・朝鮮人のほとんどが永住資格を  
有しており、2世・3世がその中心となっています。  
このようにさまざまな国籍や在住形態を持つ外国  
人は、生活者として地域とともに暮らしており、  
在住外国人が抱えている問題も多様化しています。

今後、地域の国際化に対応していくためには、  
在住外国人も市民であり地域の一員であるとの視  
点に立って、外国人の人権擁護をはじめ、支援施  
策の充実や社会参加など、多文化共生\*のまちづく  
りをどのように実現していくかが大きな問題とな  
っており、総合的な国際化施策の展開が求められ  
ています。

#### 《この節で使われている用語の説明》

##### ジェンダー

生まれながらに備えている性差ではなく、「男らしさ、女らしさ」など、社会的・文化的に形成された性差。

##### ジェンダーフリー

社会的・文化的に形成された性差、性別による格差のない状況。

##### 性の自己決定

人々が安全で満足のいく性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、産むならいつ何人産むかを決定すること。

##### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

生涯にわたり性と生殖に関するすべての事柄について、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。性の自己決定の自由を持つこと、さらには高齢期に至る健康問題のすべてを含む。

##### セクシュアル・ハラスメント

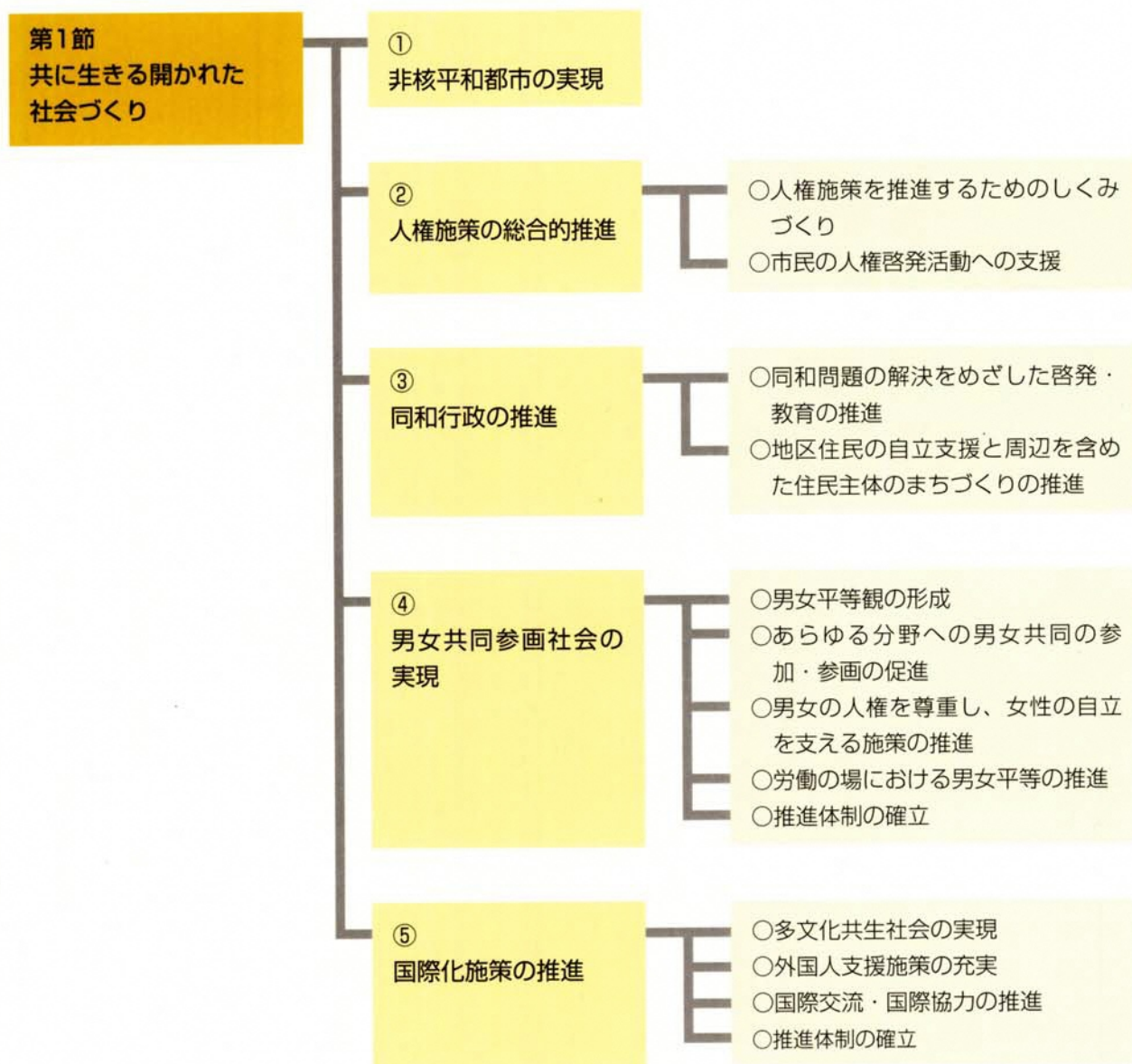
性的嫌がらせ。特に職場などで男性が女性に対して行うこと。セクハラと略されて用いられることがある。

##### 多文化共生

ひとつの地域のなかで、さまざまな民族・文化が相互尊重しつつ共存し、ともに生活を営んでいること。



## 《施策体系》





## ① 非核平和都市の実現

- ・「非核平和都市宣言」の精神をふまえ、核兵器の廃絶や戦争の悲惨さを広く訴えるとともに、非核平和意識を高めるため、学校教育や社会教育の場で平和教育を進めます。
- ・憲法月間、平和月間、人権月間を中心に市民参加による啓発事業をさらに充実します。

## ② 人権施策の総合的推進

### ○人権施策を推進するためのしくみづくり

- ・人権尊重の視点をあらゆる分野の施策に活かし、施策と啓発の一体的推進を図るため、全庁的な推進体制や研修体制を充実するとともに、人権教育および人権問題に関する調査研究を進めます。
- ・人権啓発に関するさまざまな活動を進めるため、指導者(リーダー)の育成や多様な媒体による情報提供を行うなど、その条件整備を図ります。
- ・人権侵害を受けた人が、その解決に向けた方策を探ることができるような相談業務のあり方や庁内相談体制の連携・充実に努めます。

### ○市民の人権啓発活動への支援

- ・人権文化の創造という視点にたって、人権啓発活動への市民の積極的な参加を促進します。そのため、自主的な活動グループとの連携やネットワークづくりに取り組むとともに、一人ひとりの市民が自主的活動に参加できるよう、交流の場や機会づくり、また、グループづくりへの支援を行うなど、その条件整備を図ります。

## ③ 同和行政の推進

### ○同和問題の解決をめざした啓発・教育の推進

- ・同和問題を解決していく道すじは、同時に他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合います。あらゆる差別を解消し、すべての人権問題を解決するという視点に立って、啓発・教育の推進に努めます。
- ・すべての市民が、さまざまな啓発活動に参加・参画できる条件整備や、市民活動のネットワークが発展できる支援施策を検討し、市民の「自己啓発」や「自己解放」の契機となるような啓発・教

育を進めます。

- ・学校、幼稚園、保育所(園)においては、同和教育・保育にかかる基本方針をふまえ、子どもの「生きる力」の育成に向け、人権尊重の精神に根ざした教育・保育を進めます。また、PTAをはじめ地域および教育関係機関・団体とも連携しながら、啓発活動を進めます。
- ・企業内研修の充実を図るための助言や関連情報の積極的な提供に努めるなど、企業における啓発活動を促進します。

### ○地区住民の自立支援と周辺を含めた住民主体のまちづくりの推進

- ・地区住民のニーズはもとより、社会変化を的確にとらえ、教育や福祉をはじめ、さまざまな一般対策を有効かつ積極的に活用するとともに、各種相談業務や啓発事業の展開をとおり、地区住民のくらしの安定と自立意識の高揚を図ります。
- ・同和地区とその周辺も含めたまちづくりに向け、解放会館を中心に取り組んできた事業の充実に加え、一人でも多くの地域住民が参加できるさまざまな啓発・交流事業をとおり、地区内外の住民の交流を促進します。
- ・これまでの環境改善などの取り組みに象徴されるような地区住民の参加型のスタイルやノウハウを、周辺も含めた地域コミュニティの形成へ向けた自主的なまちづくり活動に活かせるよう、情報や技術の提供など、必要な条件整備を図ります。

## ④ 男女共同参画社会の実現

### ○男女平等観の形成

- ・性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力を社会で十分発揮できる子どもが育つよう、保育所(園)、幼稚園、学校における男女平等教育(ジェンダーフリー\*教育)を進めます。
- ・あらゆる社会教育機関で、男女共同参画社会形成に関する学習を進めるとともに、ジェンダー問題解決の視点にたったグループの活動への支援を行います。
- ・地域、学校、家庭、職場など市民生活のあらゆる場面で、啓発行事やメディアを通じた啓発など、さまざまな機会をとらえて啓発活動と情報



提供を行います。また、男女平等観の形成を阻害するような情報等の見直しを進めます。

#### ○あらゆる分野への男女共同の参加・参画の促進

- ・女性が政策・意思決定過程や地域のまちづくり活動など、社会のあらゆる分野に参画できるよう、条件整備を進めます。
- ・男女共同による家事や子育て、介護のための啓発や環境整備を進めます。

#### ○男女の人権を尊重し、女性の自立を支える施策の推進

- ・女性が自分のからだや心の状態を知り、生涯にわたる健康保持と性の自己決定\*ができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*（性と生殖に関する健康と権利）の視点にたった女性の健康づくりを支援します。
- ・女性の人権を侵害する女性への暴力を根絶するために行政のあらゆる分野をはじめ、家庭、職場、地域社会において、啓発を充実します。また、さまざまな関係機関との連携を図りながら暴力を受けた女性への救済支援策を検討するとともに、その体制整備を図ります。
- ・性別による差別にかかわる人権相談等の各種相談事業の充実を図ります。

#### ○労働場における男女平等の推進

- ・企業や市民への啓発、情報提供、セクシュアル・ハラスメント\*などの各種相談を実施し、働く場における男女平等と働きやすい労働環境づくりを進めます。
- ・家庭的責任を持つ男女労働者が、子育て、介護その他の社会活動に対等に参画することができるよう環境整備を進めます。
- ・パートタイム・派遣労働者などの労働条件の改善に向けた啓発・情報提供や女性起業家への支援を行います。

#### ○推進体制の確立

- ・男女共同参画社会の実現に向け、全庁的な推進体制を充実するとともに、市民、団体、関係機関との協力および連携を進めます。また、男女平等を推進し男女共同参画社会を実現するための総合拠点であるよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」において、事業を実施するとともに市民活動への支援を行います。

### ⑤国際化施策の推進

#### ○多文化共生社会の実現

- ・異なる文化や価値観を互いに理解し、認め合う多文化共生\*社会の実現に向け、外国人の人権が尊重されるよう啓発を進めます。なかでも、在日韓国・朝鮮人については、今なお根強く残っている差別や偏見の解消をめざして、その歴史的経緯の理解や認識が深まるよう、啓発を一層進めます。また、さまざまな文化を持つ人々の交流の場や機会づくりに努めるなど、異文化理解を促進するための環境整備を進めます。
- ・国際結婚や帰国児童・生徒の増加により、多文化を持った児童・生徒が増えているなか、生活や学習への適応を促進するための条件整備を図るとともに、地域とも連携しながら、異文化理解を深めるための学習機会の提供を進めます。

#### ○外国人支援施策の充実

- ・地域に住む外国人を同じ地域社会の構成員として、外国人が暮らしやすい環境をつくるため、多言語による情報提供の拡充に努めるとともに、行政サービスや窓口業務等についてきめ細かな対応ができる総合的な窓口体制の整備を進めます。
- ・外国人の意見や相談内容の把握・分析などをおし、保健・医療・福祉、教育、住宅、防災、まちづくりなど、あらゆる分野で国際化の視点をふまえた施策展開を図ります。

#### ○国際交流・国際協力の推進

- ・これまでの姉妹都市交流などの友好親善に加え、今後は市民・市民団体の活動実績をふまえつつ、アジア志向の交流・協力を進めるとともに地域における活動を支援します。
- ・地球規模で課題となっている環境問題や、まちづくりの共通課題をテーマに意見交換や共同研究を行うなど相互の地域発展につながる交流・協力を努めるとともに、関係機関との連携による実践的な協力を進めます。

#### ○推進体制の確立

- ・国際化施策を総合的に進めるため、全庁的な推進体制の充実や、財団法人とよなか国際交流協会の活動への支援を強化するとともに、市民（団体）とのネットワーク化を進めます。



## 第2節 共に学ぶ心豊かなまちづくり

### 《方向性》

市民一人ひとりがその個性を活かし、創造性を育んでいけるよう、その基盤となる生涯学習や生涯スポーツの充実を図るとともに、市民文化の創造を支えるしくみづくりを進めます。

また、子どもたちが自らの個性と能力を伸ばし、「生きる力」を育んでいけるよう、乳幼児教育・義務教育の一層の充実、地域連携の推進など、多面的で多様な教育活動を進めます。

### 《主な課題》

豊中市では、これまでの事業推進により、社会教育施設の整備など基盤は一定の充実をみましたが、家庭・学校・地域の連携が課題となっています。こうしたなかで、地域に根ざした生涯学習の推進に努め、市民自らが進んで取り組む学習活動に対する行政の支援方策のあり方や方向を示すため、平成10年(1998年)には「生涯学習推進プラン」を策定しました。さまざまな分野にわたる生涯を通じた学習の場や機会を充実するため、学校教育、社会教育それぞれが役割分担を明確にしたうえで、両者が十分に連携できる推進体制の整備が必要です。

豊中市では「豊中市文化振興ビジョン」(平成5年(1993年))に基づき、市民一人ひとりが文化的存在であるとの理念のもと、市民文化の創造に向けた基盤を整備してきました。今後もこれらの取り組みを一層進め、新たな市民文化を担う人材の育成や活用等を図るとともに、伝統に培われてきた地域文化を継承することが必要です。

少子・高齢化の進展や環境問題の深刻化、情報化の進展など、社会環境が大きく変化するなか、全国的に学校教育に期待される役割も多様化しています。一方、心の問題など、学校のみでは十分に対応できない課題も顕在化しています。豊中市においてもこれらの動向をふまえ、ゆとりのなかで生きる力を育む教育の実現をめざし、完全学校週5日制の実施へ向けた条件整備や総合的な学習の時間<sup>※</sup>をはじめ、時代の流れに柔軟に対応した新教育課程の編成などに取り組むとともに、子どものすこやかな成長を促すために、家庭・学校・地域社会が果たすべきそれぞれの役割を自覚し、連携を深めていくことが必要です。

#### 《この節で使われている用語の説明》

##### 総合的な学習の時間

各学校で、地域や学校、児童・生徒の実態に応じ、国際理解、情報、福祉・健康、環境、人権など、教科の枠を越えた横断的・総合的な学習活動にあてられる時間。

##### ライフステージ

人の生涯における人生の各段階のこと。年齢的・時間的な区分というよりも、結婚、子育て、勤労、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す言葉。

##### 行政の文化化

これまでの行政にありがちな慣例偏重、縦割主義などを市民の感覚で問い直し、職員一人ひとりの意識改革をととして行政の自己改革をめざす取り組み。



## 《施策体系》

第2節  
共に学ぶ心豊かなまち  
づくり①  
生涯学習を支える基  
盤整備

- 学習機会や場の充実・活性化
- 学習内容の充実
- グループや人材の育成・活用
- 推進体制の確立

②  
生涯スポーツの推進

- 生涯スポーツ活動の機会の提供
- グループや人材の育成と指導体制の充実
- スポーツ施設の整備・充実

③  
市民文化の創造を支  
えるしくみづくり

- 文化創造活動の場や機会の提供
- 文化交流の推進
- 文化遺産の保存と活用
- 推進体制の確立

④  
心の教育の推進

- 体験学習の推進
- 人権教育の推進

⑤  
乳幼児保育・教育の充実

- 保育内容の充実
- 教育内容の充実

⑥  
義務教育の充実

- 教育内容の充実
- 指導内容の充実
- 施設整備や良好な教育環境の確保

⑦  
障害児教育の充実

- 就学前教育と保（療）育の充実
- 義務教育の充実
- 後期中等教育の充実

⑧  
青少年の育成

- グループや人材の育成と交流の促進
- 相談・指導体制の充実



## ①生涯学習を支える基盤整備

### ○学習機会や場の充実・活性化

- ・市民参加による文化活動の拠点となる施設の整備に向けて検討を進めるとともに、既存施設の機能充実を図ります。
- ・地域で文化鑑賞や文化創造活動を行うことができる機会の充実を図るため、図書館や公民館などの機能を充実します。また、施設間ネットワークを構築し、図書情報をはじめとする各種情報の提供システム、施設の案内・予約システムなどの整備を進めます。

### ○学習内容の充実

- ・それぞれのライフステージ\*に対応した学習テーマや、人権や環境問題といった現代的課題など、多様な学習ニーズに即した学習方法や創意ある学習プログラムの開発に努めます。

### ○グループや人材の育成・活用

- ・企業や学校、また地域など、幅広い分野から生涯学習の指導者を確保し、活用するシステムを整備します。また、生涯学習の全般について、企画、調整、助言など、コーディネート能力を持つ人材を育成するとともに、施設の事業に協力・支援を行うボランティア活動の受け入れ体制を整備するなど、組織運営の活性化を図ります。
- ・市民主体の生涯学習を促進するため、公民館等を活用し自主的に学習活動を行っているグループへの支援に努めます。

### ○推進体制の確立

- ・生涯学習に関連する施策を有機的に展開するため、庁内における生涯学習推進体制を整備します。
- ・市民の生活課題や地域づくりにつながる学習活動を支援するため、公民館、図書館、体育館等の社会教育施設をはじめ、学校、保育所(園)、地区会館などの地域施設との有機的な連携を図ります。
- ・「いつでも、どこでも、だれでも」学びたいときにそれが可能となるように、生涯学習関連施設を結ぶ情報ネットワークを構築するとともに、市民の多様な学習ニーズに対し、適切に相談や助言が行えるよう、学習相談体制の整備を図ります。

- ・市民の多様化した学習ニーズに柔軟に対応するため、責任範囲や役割分担のあり方も視野に入れながら、高校、専門学校、大学、民間教育事業者など、多様な教育機関との連携を図ります。

## ②生涯スポーツの推進

### ○生涯スポーツ活動の機会の提供

- ・子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージ\*に対応した生涯にわたるスポーツ活動を進めるため、各種スポーツ教室や競技大会など、多様な機会の提供に努めるとともに、情報提供体制の整備や相談事業の充実を図ります。

### ○グループや人材の育成と指導体制の充実

- ・生涯スポーツの普及・振興を図るため、各種スポーツ団体やグループの育成に努めるとともに、地域に密着して活動しているグループのリーダーや専門的技術を持った指導者を養成・確保するシステムを整備します。

### ○スポーツ施設の整備・充実

- ・市民がいつでも気軽にスポーツ活動が楽しめるよう、最も身近な活動の場である学校体育施設の地域への開放を一層進めます。また、民間スポーツ施設の利用促進や、既存のスポーツ施設の機能充実を図ります。

## ③市民文化の創造を支えるしくみづくり

### ○文化創造活動の場や機会の提供

- ・市民ホールの自主文化事業などとおし、舞台芸術にふれあう機会を市民に提供するとともに、市民参加による文化事業の企画を進めます。
- ・各種メディアや情報ネットワークを活用して広く文化情報を発信し、市民文化活動を支援します。
- ・市民の文化創造活動の発表や、文化を通じた市民の交流を促進するため、地域において表現・発表の場や機会の提供を進めます。

### ○文化交流の推進

- ・サンマテオ市(姉妹都市)、沖縄市(兄弟都市)などとの都市間交流を進め、生活文化の紹介や相互の芸術文化の鑑賞機会の充実などを図るとともに、市民間の主体的な交流やその組織づくりを促進します。



### ○文化遺産の保存と活用

- ・市内の文化財を集中的に収集・整備・保管するとともに、その調査・研究を進めます。また、市民に公開するための基盤となる施設の整備を検討します。
- ・文化遺産に関する市民啓発を進め、市民による文化遺産の保護活動や、文化遺産を活用したまちづくりなどを促進し、あわせて全国各地の伝統芸能も含めた鑑賞や参加・体験の機会充実に努めます。
- ・市史の編さん・刊行に引き続き取り組むとともに、市史編さん過程で得られた各種資料の保存、新たな資料の収集、市史のデータベース化などに取り組みます。

### ○推進体制の確立

- ・市民文化の活性化、都市文化の創造、行政の文化化\*を推進するため、行政のあらゆる分野に文化の視点を取り入れ、全庁的な推進体制の一層の充実を図ります。
- ・地域や学校などとの連携を強化し、地域文化の発掘・伝承や市民の文化活動に対する支援体制を充実します。また、市民文化サークルなどの交流を促進します。
- ・市民の自主的な文化活動を進め、市民オーケストラ、合唱団、劇団など市内の文化基盤の活用・コーディネートを担う文化振興体制のあり方を検討します。
- ・市民文化事業を一層充実するため、事業の企画・コーディネートを行う人材の確保を図ります。

## ④心の教育の推進

### ○体験学習の推進

- ・人との交流や自然、文化などとのふれあいをおし、生命の尊さを理解し、他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育むよう、家庭や地域とも連携しながら、自然体験や各種福祉施設への訪問、まちづくり活動への参加など、多様な体験活動を積極的に取り入れた教育を進めます。

### ○人権教育の推進

- ・人権および人権問題の正しい理解や共に生きることの大切さを身につけた子どもが育つよう、

同和教育をはじめとした人権教育を進めます。

## ⑤乳幼児保育・教育の充実

### ○保育内容の充実

- ・保育所(園)では、家庭や地域社会との連携のもと、多様な人とのかかわりを大切にし一人ひとりの個性をふまえ、子どもが持つ力を伸ばせるように、安定した生活の展開と遊びなどの保育の実践を深めます。また、こうした実践を通じて豊かな人権感覚、人とかかわる力、自立心、健康、好奇心や探求心、豊かな表現力や創造力などが育まれるよう、保育内容を充実します。
- ・統合保育を原則とした障害児保育の充実に努めます。
- ・女性の社会参加や就労形態の多様化などに対応するため、保育事業メニューの新設・再編などに取り組みます。

### ○教育内容の充実

- ・幼稚園では、幼児の心身の調和がとれた成長を図ることができるよう、一人ひとりの発達過程に即した教育内容の充実と指導力の向上を図ります。
- ・少子社会にかかわる国の動向や社会状況の変化と多様なニーズに対応した幼稚園教育の充実に努めます。

## ⑥義務教育の充実

### ○教育内容の充実

- ・児童・生徒が、国際化や情報化などの社会の変化に柔軟に対応できる創造性や自主性を養うため、国際理解教育、情報教育、福祉教育、環境教育などに積極的に取り組みます。
- ・各学校で、地域性をふまえた特色ある教育を進めるため、家庭や地域との連携を強化するとともに、企業や地域など幅広い分野から、その指導にあたるボランティアリーダーを確保・活用するシステムを整備します。
- ・児童・生徒が自らの命を守るための知識と態度を身につけるため、交通安全教育や防災教育を進めます。
- ・自ら学び自ら考える力を育むよう、司書の配置や図書資料の充実、情報のネットワーク化など



をとおり学校図書館の機能充実を図ります。

### ○指導内容の充実

- ・児童・生徒が基礎的・基本的な学力を身につけ、その個性を伸ばせるよう、一人ひとりの能力や適性に応じた多様で魅力ある学習指導に努めます。
- ・いじめ、不登校、非行などの問題に対応できる教職員を育成し、生徒指導の充実を図ります。また、児童・生徒やその保護者との対話を深めながら、一人ひとりの能力、適性、個性にあった進路指導に努めます。
- ・児童・生徒の健康の保持・増進を図るため、学校給食の場を含めた健康管理の指導や保健体育指導を充実します。

### ○施設整備や良好な教育環境の確保

- ・教育水準・内容の向上や、児童・生徒をとりまく諸問題への対応を図るために、現在の教育研究所の機能を拡充し、調査・研究、研修、教育情報の収集・提供、教育相談などの機能を充実します。
- ・不登校児童・生徒が自らの意志で登校できるよう、家庭・地域との連携を強化するとともに、その取り組みの中核となる少年文化館の機能充実と利便性の向上を図ります。
- ・少子化により児童・生徒が減少傾向にあるなか、良好な教育環境を守る視点から、校区の再編や統廃合も見据え、学校規模の適正化について検討を進めます。
- ・地域の多様な人々とのふれあいや交流をとおりした学校教育の活性化や地域コミュニティの形成へ向けた地域社会との連携を強化するため、生涯学習や福祉等に関連する施設を設置するなど、余裕教室の有効活用や学校施設の開放を一層進めます。

## ⑦障害児教育の充実

### ○就学前教育と保(療)育の充実

- ・地域の幼稚園、保育所(園)などにおいて共に生きることを基本に一人ひとりの教育、保(療)育の課題に対応できるよう、教職員、保育士の研修、教育・保育内容の充実に努めるとともに、保健・医療・福祉などの幅広い分野との連携、関係機関との連携を図ります。

### ○義務教育の充実

- ・教職員はもとより、児童・生徒が障害児(者)への正しい理解と認識を深めるための学校全体での取り組みを進めるとともに、教職員研修や施設整備など、教育環境の充実に努めます。また、養護教育諸学校・高等学校など関係機関との交流や、保健・医療・福祉、雇用など幅広い施策との連携を図ります。

### ○後期中等教育の充実

- ・義務教育修了後においては、自立と社会参加を進めるうえで、一人ひとりの状況に応じて多様な進路が用意される必要があるため、高校などへの就学の機会が確保されるよう、入試制度の改善や教育諸条件の充実・整備を府に要望します。

## ⑧青少年の育成

### ○グループや人材の育成と交流の促進

- ・地域における青少年の健全育成や社会参加の促進、将来の地域活動を担う人材の育成をめざし、ボランティアグループなどの青少年団体の育成・支援やリーダーの確保・育成、また、高齢者団体や地域組織などとの連携による多世代にわたる交流を促進します。
- ・青年の家いぶきをはじめ、青少年活動の拠点となる施設の一層の機能充実を図るとともに、青少年をはじめさまざまな人が自由に集い、遊びや語らいを通じてふれあい、交流することのできる機会や場の整備・充実を図ります。

### ○相談・指導体制の充実

- ・青少年や家族が抱えるさまざまな問題に適切で効果的な助言や指導が行えるよう、相談体制の充実を図ります。
- ・有害図書や情報の氾濫また薬物などから青少年を守るための取り組みや、非行の早期発見・早期指導に向けた指導体制の充実や指導者の育成等を地域や関係機関と連携を図りながら進めます。



## 第2章

安心してすこやかな生活のできる  
まちをめざして

だれもがその人らしく生涯をとおしてすこやかで充実した生活をおくことは市民一人ひとりにとっての願いです。そのため、くらしの安心や安

定を支え合えるネットワークづくりを市民とともに進め、その基盤となる防災や保健・医療・福祉などを充実します。

## 《施策体系》

## 第2章

## 安心してすこやかな生活のできるまちをめざして

## 第1節

## 安全で快適な暮らしを守るしくみづくり

- ①地域防災の充実
- ②消防・救急体制の充実
- ③交通安全対策の推進
- ④防犯対策の充実

## 第2節

## 高齢期を安心して迎えられるしくみづくり

- ①介護サービスの充実
- ②高齢者の生活支援の充実
- ③介護予防等高齢者保健・医療の充実
- ④社会参加の促進と生きがいづくりの推進
- ⑤生活の安心の確保
- ⑥高齢者保健・福祉を支えるNPO、ボランティア活動等への支援

## 第3節

## 安定した暮らしを確保するしくみづくり

- ①安定した社会保険制度の確立
- ②保健・医療・福祉のネットワークづくり
- ③子育て・子育て支援の充実
- ④障害者の自立生活支援の充実
- ⑤要援護者に対する自立支援
- ⑥良質な住まいの確保を支援する取り組みの推進
- ⑦消費者擁護と自立の促進



## 第1節 安全で快適な暮らしを守るしくみづくり

### 《方向性》

災害や事故などの不安の少ない、安全に暮らせるまちをめざし、震災や風水害等の防災対策、交通安全対策、消防・救急体制等を充実します。

### 《主な課題》

阪神・淡路大震災は、都市防災に多くの教訓をもたらしました。この震災を契機に、全国的に防災体制の見直しが進み、人々の防災に対する意識、安全や危機管理の充実を求めるニーズが高くなっています。豊中市は震災で府内最大の被害を受け、改めて都市型災害の深刻さを認識することになりましたが、今後はこれらの教訓をふまえ、都市の防災化、災害に備えた危機管理体制の充実とともに、地域ぐるみの防災意識を醸成していくことが必要です。

高齢者の増加などを背景に、交通量の多い道路や木造密集住宅地などを抱える豊中市では、今後一層の交通安全、消防・救急等の充実が求められます。これら市民生活の安全を守るための体制整備に努めていくことが必要です。

#### 《この節で使われている用語の説明》

##### 消防力の基準

市町村が火災の予防、警戒および鎮圧、救急業務ならびに人命の救助等を確実に遂行し、その区域内における消防の責任を十分に果たすために必要な施設および人員について消防法で定めた基準。

##### 救急救命士

救急現場に直行し、救急車内で、ただちに救急医療処置をとることができる資格のこと。日本では平成4年(1992年)に第一号の認定が行われた。

##### 高規格救急車

救急救命士法の施行による救急処置の拡大により、活動スペースの拡大、装備の充実を図り、医師の指示のもと、より高度な救命処置ができるように新たに規格、設計された救急車のこと。

##### バリアフリー

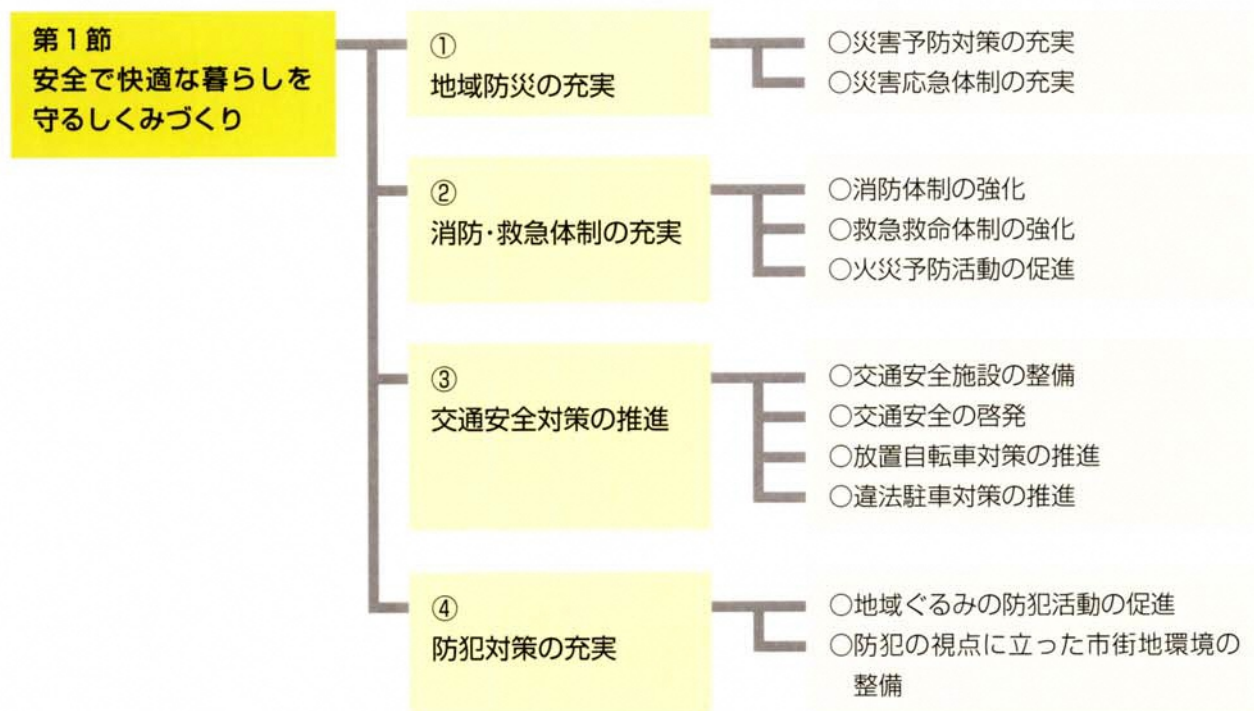
高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害(バリア)になるものを取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や点字での表示など。また、こうした人たちへの偏見・差別の解消も「心のバリアフリー」と呼ばれる。

##### まちの構造に関係のある犯罪

裏通りなど、人通りの少ない通りや暗い道など、犯罪の発見や通報が遅れがちになる場所で発生した犯罪のこと。



## 《施策体系》





## ① 地域防災の充実

### ○災害予防対策の充実

- ・「自らの安全は自らで守る」という考え方を基本に、防災知識の普及、地域や事業所での自主防災組織およびコミュニティ防災機材等の整備、防災訓練の実施、災害時に自ら適切な行動がとりにくい高齢者・障害者・日本語を解せない外国人など要援護者への対応・支援、災害支援ボランティアの環境整備などを通じて、市民相互が支え合うまちづくりを進めます。
- ・生活圏の広がりに応じた防災機能を持つ防災生活圏の形成に努めるとともに、建築物の耐震化・不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等による都市の防災化、都市基盤施設の防災機能の強化や、地震・風水害・危険物による災害などさまざまな災害への予防対策などを通じて、災害に柔軟に対応するまちづくりを進めます。
- ・災害時に応急対策や災害応急復旧を迅速・有効に実施するための防災体制の整備、情報ネットワークの整備や、避難・災害時医療・緊急輸送・交通確保などの体制整備、非常用物資の確保・備蓄などを通じて、生命と暮らしを守るまちづくりを進めます。

### ○災害応急体制の充実

- ・災害が発生した場合に、地震災害、風水害、航空機災害など、災害の種類や規模に応じて迅速・的確に災害応急対策を実施するため、災害対策本部の設置、職員の動員配備、広域的な応援などの活動体制の充実を図ります。
- ・地域や事業所の自主的な防災組織やボランティア、関係機関などと連携しながら、消防・救助・救急、医療救護、応急避難、二次災害防止といった初動期の応急活動や、被災者生活の救援、応急住宅対策、防疫・保健衛生対策、廃棄物処理対策といった応急対策活動の充実を図ります。

## ② 消防・救急体制の充実

### ○消防体制の強化

- ・災害発生時の初動期活動を中心とする防災機能の強化、消防団活動の充実、消防力の基準\*に基づく施設・体制の確保、高齢化や建築物の高層

化などにもとない高度化が求められる消防・救助活動に対応するための各種消防訓練施設の整備、防火水槽を中心とした消防水利の充実を図るとともに、消防防災情報通信基盤の整備などに努めます。

### ○救急救命体制の強化

- ・福祉・医療部門とのさらなる連携を進めるとともに、救急救命士\*の養成、高規格救急車\*の運用などを通じて、救急体制の一層の充実を図ります。
- ・適切な応急手当による救命率の向上を図るため、学校での指導や市民向け講習会の開催などとおし、応急手当の普及啓発を進めます。

### ○火災予防活動の促進

- ・高齢社会における住宅防火対策として、住宅防災機器および防災製品の普及促進を図ります。
- ・地域における火災予防の徹底を図るため、防火訪問を実施し、市民および関係機関等と協働して火災予防の正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- ・中高層住宅の防火安全を確保するため、住戸内の不燃化、二方向以上の避難経路の確保に取り組みます。
- ・防火対象物、危険物施設等の一層の防火安全対策を図るため、事業者、関係機関等と連携をとりながら消防用設備等の整備、防火管理組織の充実に重点的に取り組みます。

## ③ 交通安全対策の推進

### ○交通安全施設の整備

- ・歩道の設置・拡幅、道路照明、防護柵、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を進めるとともに、歩道の段差解消など高齢者や障害者等にも配慮したバリアフリー\*の歩行空間の形成を図ります。

### ○交通安全の啓発

- ・交通安全教育、交通安全運動を通じて、市民一人ひとりの安全意識の啓発に努めます。
- ・市民が地域で行うさまざまな交通安全に向けた取り組みを支援します。
- ・関係団体・関係機関等が行う交通安全対策については、情報提供や事業の共催などにより連携を深め、交通安全意識の高揚を図ります。



### ○放置自転車対策の推進

- ・ 自転車駐車場の整備および駅周辺放置禁止区域内の放置自転車の移動保管、放置に対する各種啓発など、放置自転車対策を進めます。

### ○違法駐車対策の推進

- ・ 市民団体や関係機関と連携しながら、意識啓発、指導強化など、路上駐車対策を進めます。

## ④防犯対策の充実

### ○地域ぐるみの防犯活動の促進

- ・ 犯罪予防に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、市民や事業者の自主的な防犯活動を促進します。
- ・ 防犯意識の啓発や犯罪防止活動の強化を図るため、家庭、地域、学校、事業所、警察など、関係団体・関係機関の連携をより一層進めます。

### ○防犯の視点に立った市街地環境の整備

- ・ まちの構造に関係のある犯罪\*を予防するため、街路灯の設置のほか、市民・事業者と連携しながら、防犯の視点に立った市街地環境整備を進めます。



## 第2節 高齢期を安心して迎えられるしくみづくり

### 《方向性》

だれもが高齢期を安心して迎えることができ、また心身ともに充実した生活をおくることができるよう、高齢者保健・福祉の充実を図ります。

### 《主な課題》

高齢者が住み慣れたところで住み続けられるようなくみを整えていくことが、高齢期を安心して迎えるために最も重要な要素となります。平成12年(2000年)4月から介護保険制度\*が実施されましたが、要介護高齢者\*が必要なサービスを必要と

きにただちに利用できるよう体制を整えていくことが、保険者である市に求められています。

寝たきりなど、介護が必要となる状態になることを予防し、高齢者が住み慣れたところで馴染んできた生活様式を変えることなく生活できるよう、自立した生活が営めるよう支えていくことが必要となります。また、要介護認定\*の結果、介護保険の対象とならない高齢者に対して、福祉の水準を落とすことなく対応していくことが求められてい

#### 《この節で使われている用語の説明》

##### 介護保険制度

平成9年(1997年)に法制化された、高齢者の介護を社会全体で支えるための保険制度。平成12年(2000年)4月より施行。

##### 要介護高齢者

要介護状態にある65歳以上の者。要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態のこと。介護保険制度上では、その介護の必要の程度に応じて、厚生省令で定める区分のいずれかに該当するものをいう。

##### 要介護認定

介護保険制度においてサービスを受けるために必要な基準であり、寝たきりや痴呆など、介護を必要とする状態を判定すること。市町村に申請すると、寝たきりや痴呆など、介護が必要な状態かどうかだけでなく、介護の手のかかり具合(要介護度)も判定される。要介護度により、在宅や施設のサービスを受けられる支給額が異なる。

##### ホームヘルパー

訪問介護員。心身に障害のある者や高齢者などの家庭を訪問して、家事援助や介護をする人のこと。

##### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者等が、本人の心身の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、介護サービス計画の作成や市町村、サービス事業者等との連絡調整を行う専門職。

##### 介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム。入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設のこと。

##### 介護老人保健施設

要介護者(その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたもの。

##### グループホーム

痴呆性高齢者や障害者が、専任の世話人とともに少人数で共同生活を営む場。

##### デイサービスセンター

在宅老人を施設などに送迎し、入浴や食事などを提供する支援事業(デイサービス)を行う施設のこと。

##### QOL

Quality of Life(クオリティ・オブ・ライフ)の略。直訳をすると生活や人生の質という意味。生活や人生の質を重んじる姿勢を表す言葉で、医療や福祉などで多く用いられる。

##### 高齢者生活福祉センター

高齢者向けに介護支援、安心できる住まい、デイサービスなど地域住民との交流の機能などを総合的に備えた小規模の複合施設。介護保険制度では、介護老人福祉施設等の入所者で、要介護認定の結果、自立、要支援と判定された者の退所後の入所施設として位置づけられている。

##### シルバーハウジング

高齢者向けに設計・設備された住宅。狭義には、建設省と厚生省がモデル事業として供給する、ケア付き高齢者向けの公的賃貸住宅。

##### 要支援高齢者

要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者。具体的には、身体上または精神上の障害があるために、厚生省令で定める期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態をいう。

##### 地域福祉権利擁護事業

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業のこと。各道府県社会福祉協議会が実施主体となっており、平成11年(1999年)10月から実施。豊中市では(財)豊中市福祉公社が事業運営にあたっている。

##### NPO

「非営利組織(Non-Profit Organization)」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。これらを支援する「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年(1998年)3月に制定されている。



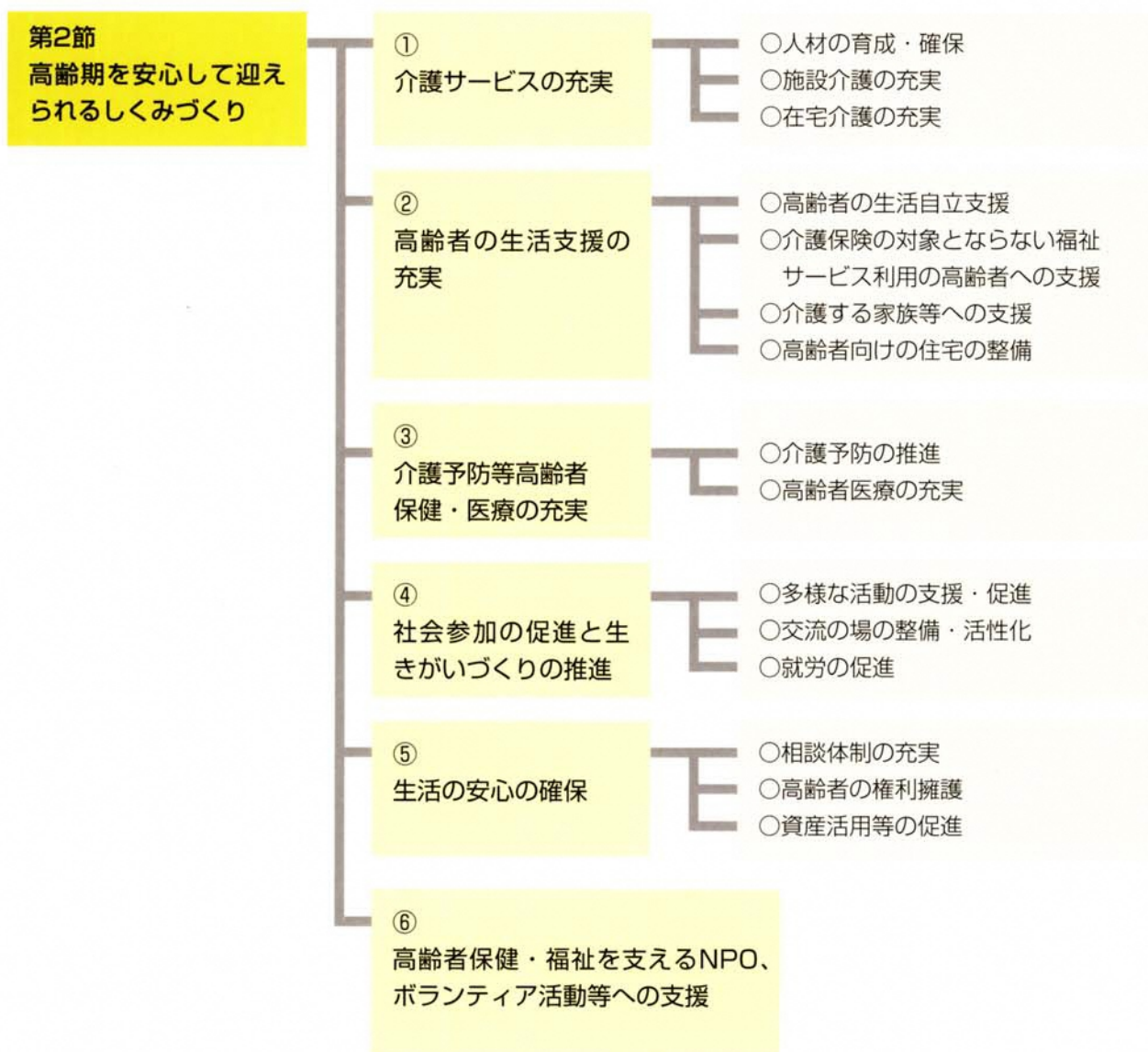
ます。こうした高齢者や介護者に対し、保健・福祉が一体となって支援していく必要があります。

社会環境の変化や高齢期の長期化にともない、高齢期の生き方に対する考え方が多様化し、健康・福祉や生きがいづくりへのニーズも多様化しています。また、高齢者をとりまく環境が大きく変化しているなか、情報不足などから高齢者が不安に思うことも少なくありません。真の長寿社会に向けて、高齢者が生きがいを持ち、ゆとりを持って暮らすことができるよう、高齢者の就労の場

づくりや生きがいづくり、社会参加を促進する環境整備が必要です。また、高齢者が安心して生活を営めるよう、相談体制の充実や権利擁護、経済面の安定を図る対応などが必要です。

日常的な生活の支えを必要とする高齢者に対し、きめ細かな対応を図るためには、幅広く人材を確保し、いろいろなサービス提供者が連携して対応することが必要となります。保健・福祉を支える人材や組織などの計画的な育成・確保に取り組む必要があります。

## 《施策体系》





## ①介護サービスの充実

### ○人材の育成・確保

- ・在宅看護・介護の充実を図り、介護保険制度\*が安定して運営されるよう、ホームヘルパー\*をはじめとする保健や福祉にかかわる人材の育成に努めます。
- ・介護が必要な人の身心状況に適したサービス計画を容易・的確に作成できるよう、介護支援専門員（ケアマネージャー）\*の確保と資質の向上に努めます。

### ○施設介護の充実

- ・施設待機者の解消に努め、在宅サービスとのバランスを考慮しながら施設利用の必要量を的確に把握し、社会福祉法人や医療法人等の協力を得て、介護老人福祉施設\*や介護老人保健施設\*等の整備を促進します。また、痴呆性高齢者向けのグループホーム\*についても計画的な整備に努めます。

### ○在宅介護の充実

- ・在宅サービスのなかで、施設整備の必要となるデイサービスセンター\*については、必要量を的確に把握するとともに地域バランスを考慮しながら順次確保に努めます。

## ②高齢者の生活支援の充実

### ○高齢者の生活自立支援

- ・高齢期を迎えても、住み慣れたところで馴染んだ生活を続けたいといったニーズにこたえるため、一人暮らしなど高齢者のみ世帯を中心に、配食サービスなどの生活支援サービスなど自立を支えるうえで必要な支援を行います。
- ・QOL\*（クオリティ・オブ・ライフ（生活の質））を視点においたリハビリテーション体制をめざし、地域での自立した生活を支援するため、地域を軸にした保健事業体制の構築を進めます。
- ・理美容や教養娯楽など、心豊かな暮らしができるような生活関連サービスの確保に取り組みます。

### ○介護保険の対象とならない福祉サービス利用の高齢者への支援

- ・介護保険の対象者となるかどうかの判定で自立と判断され、これまで受けていたサービスを介

護保険事業として利用できなくなる高齢者に対しては、サービスが継続して受けられるよう努めます。

- ・介護老人福祉施設\*等の施設入所者が退所せざるを得ない状況となったときは、高齢者生活福祉センター\*の整備をはじめ、新たな入所先の確保に努めます。

### ○介護する家族等への支援

- ・在宅介護を望む高齢者が多いなかで、介護サービスを利用しながらも介護疲れなどから心身ともに健康を害することの多い家族等に対し、介護方法の指導や保健事業の重点的实施などさまざまな支援を行います。

### ○高齢者向けの住宅の整備

- ・生活の拠点となる住宅の確保のため、シルバーハウジング\*等のケア付き住宅の供給を今後も促進するとともに、こうしたケア付き住宅へのサービス供給システムの充実に努めます。
- ・公共住宅はもとより民間住宅も含めた住宅の整備・改善を促進します。また、公営住宅の入居優遇措置等により賃貸住宅への入居を支援するとともに、多様な住宅等を活用したグループホーム\*等の整備を検討するなど、高齢者の多様な住宅ニーズに対応した取り組みを進めます。
- ・身体機能の低下により住居内の改造が必要となった場合に対応するため、大規模な改修をとまなう場合は介護保険制度\*との整合性を図りつつ、住宅改造費の助成を行います。また、適切な改造が行えるよう、民間業者・技術者の育成・支援や、住宅改造相談事業に取り組みます。

## ③介護予防等高齢者保健・医療の充実

### ○介護予防の推進

- ・要支援高齢者\*や自立に不安のある高齢者などの状態が悪化することを防ぎ、要介護状態にならないよう、介護保険サービスとの整合性を図りつつ、リハビリテーションの充実などの老人保健事業を進めます。

### ○高齢者医療の充実

- ・医療の必要性が高くなる高齢者に対する適切な医療の確保をめざし、医療機関の協力を得て、保健事業と連携しながら疾病の早期発見・早期治療などに努めます。



#### ④社会参加の促進と生きがいづくりの推進

##### ○多様な活動の支援・促進

- ・家に閉じこもることなく、人とふれあい、楽しみを見いだして生き生きとした生活をおくれるよう、自らの関心にあった趣味の発見や友人との交流が生まれるサークル活動への参加などを支援します。
- ・高齢者がさまざまな機会をとらえて得た知識や経験を地域のまちづくりやコミュニティ活動などに活かせるしくみづくりに取り組みます。
- ・高齢者の健康づくり、交流の促進を図るため、高齢期の体力を考慮し楽しみながら参加できるスポーツ・レクリエーション活動等を促進します。

##### ○交流の場の整備・活性化

- ・高齢者が、生活に身近なところで多様なサービスの利用や情報を得たり、さまざまな活動・交流ができる場所の整備に努めます。その確保のため、既存の公的施設などの活用を進めます。
- ・老人福祉センターや老人憩いの家などの老人福祉施設を地域社会の活動・交流促進の拠点として一層活用します。

##### ○就労の促進

- ・高齢者の経験と知識を活かし、収入や生きがいを得る機会として高齢者の就業・就労の場の確保に努めます。

#### ⑤生活の安心の確保

##### ○相談体制の充実

- ・高齢者にかかわるさまざまな制度の改革・導入があるなか、わかりにくさや情報不足から適切な利用ができないということのないよう、専門家等による相談体制などを整えます。
- ・保健・福祉の情報を一元的に管理し、高齢者のもつさまざまな悩み・相談に対応できる総合相談窓口の設置を検討します。

##### ○高齢者の権利擁護

- ・高齢者の尊厳を守り、安心して生活が営めるよう支援するため、現在実施している、本人に代わって財産の保全・管理を行うサービスを引き続き進めるとともに、判断能力が不十分な人に福祉サービスの利用援助を行い、自立した地域

生活が送れるよう、その人の権利擁護を目的として平成11年(1999年)に導入された地域福祉権利擁護事業\*の適切な運用を図ります。

##### ○資産活用等の促進

- ・土地や建物など、個人が保有している資産の活用や生活設計のアドバイスなど、高齢期を迎えても住み慣れた場所で安心して住み続けられるための支援方策について検討します。

#### ⑥高齢者保健・福祉を支えるNPO、ボランティア活動等への支援

- ・高齢者に対し日常的にきめ細かな支援が求められるなかで、高齢者に身近な地域単位での住民参加による相互支援のしくみづくりが必要となります。保健・福祉を多面的に支えていく地域福祉活動の活性化に向けて、ボランティアやNPO\*などの活動への支援を図ります。



## 第3節

## 安定した暮らしを確保するしくみづくり

## 《方向性》

だれもがいきいきと健康に暮らせる社会をめざし、心身両面にわたる健康の回復・維持・増進を図るとともに、子育て支援、障害者の自立生活支援、住まいや暮らしへの支援などを充実します。また、社会保険制度の安定した運営に取り組みます。

## 《主な課題》

介護保険制度<sup>\*</sup>の適切な運営を図ることが各自治体の重要課題となっています。豊中市においては、これまで在宅福祉を中心に高齢者福祉施策を進めてきましたが、介護保険制度の適切な運営を図るため、これまで提供されてきたサービス内容の見直しと量の確保、サービス提供者の確保、基盤整備が必要です。また、国民健康保険制度や国民年金制度など社会保険制度についても社会経済構造の変化に対応したシステムの再構築が求められています。こうした制度の安定した運営に取り組み、生活の安心感を高めるしくみとすることが求められています。

だれもが个性的に、その人らしくいきいきと暮らせる社会への意向、そのための心身両面にわたる健康への関心が高まっています。一方で、複雑化する現代社会を背景とするストレスなど心の問題、日常生活における生活習慣病<sup>\*</sup>の増加などが問題となっています。だれもが主体的に自分自身の保健予防や生涯を通じた健康づくりに取り組めるよう、それらを総合的に支援する保健・医療・福祉のネットワークが必要です。

全国的に急速に少子化が進むなか、地域コミュニティの変化や学校、教育に関するさまざまな問題など、子育てをとりまく環境は大きく変化しています。豊中市は全国平均を下回る出生率で推移しており、今後一層の少子化が進む可能性があります。子育て・子育てにおいて家庭や地域が果たすべき役割を改めて考え、子どもが成長の力を発揮できる環境づくりなど、子育て・子育てのネットワークづくりを進める必要があります。

高齢者の増加や障害者の社会参加の進展などを背景に、老いや障害などの不安があっても、だれ

もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるしくみづくりが求められています。豊中市では、これまで高齢者福祉、障害者福祉等を通じてそれぞれサービスを提供してきましたが、今後はノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念のもと、総合的な観点から、すべての人が地域で安心して自立した暮らしができるよう、住宅や就労面なども含め、支援体制の構築や地域福祉のネットワークづくりに取り組む必要があります。

豊中市はこれまで住宅都市として発展してきましたが、住まい方への市民ニーズは一層多様化しています。各世帯・市民がそれぞれのライフスタイルやライフステージ<sup>\*</sup>にあった住まいを得て、快適な生活をおくることができるよう、良質で多様性に富んだ住宅ストック<sup>\*</sup>の形成や、個々の市民のニーズに合った住宅を見つけやすいようにシステムを整備するなど、良質な住まいの確保を支援する取り組みを進めていく必要があります。



## 《施策体系》





## 《この節で使われている用語の説明》

**介護保険制度**

平成9年(1997年)に法制化された、高齢者の介護を社会全体で支えるための保険制度。平成12年(2000年)4月より施行。

**生活習慣病**

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

**ノーマライゼーション**

高齢者や障害者などを隔離するのではなく、年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもがそのなかで同じように暮らし、活動できる状況を普通(ノーマル)の社会とすること。

**ライフステージ**

人の生涯における人生の各段階のこと。年齢的・時間的な区分というよりも、結婚、子育て、勤労、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す言葉。

**ストック**

蓄積、在庫、資本といった意味を持つ言葉。都市のなかに形成・蓄積された公共施設、住宅などの都市基盤のこと。

**NPO**

「非営利組織(Non-Profit Organization)」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。これらを支援する「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年(1998年)3月に制定されている。

**ヘルスアセスメント**

健康度評価。厚生省では、生活習慣病予防の施策のひとつとして、生活習慣行動票や基本健康診査の情報等を基に、保健指導者が、本人の意向をふまえたサービス提供のための計画作成を行うことをさす。

**放課後児童健全育成事業**

小学校に就学している概ね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る児童福祉法に基づく事業。豊中市では、小学校3年生以下の児童が対象であり、留守家庭児童会と呼ばれている。

**グループホーム**

痴呆性高齢者や障害者が、専任の世話人とともに少人数で共同生活を営む場。

**製造物責任**

Product Liabilityの訳。製造物の欠陥などに対し、製造業者や販売業者が負う損害賠償責任。これらを規定した製造物責任法(PL法)が平成7年(1995年)に施行されている。



## ① 安定した社会保険制度の確立

### ○介護保険制度の適切な運用

- ・サービス供給主体の多元化が進むなかで、介護保険制度\*が安定した事業制度となるよう、ホームヘルプやデイサービスなどの保険事業について事業主体の調整や供給量の確保などを図り、保険者として適切な運用に努めます。また、サービスの質を保つとともに利用者の権利やプライバシーを保護するためのシステムづくりを進めます。
- ・介護保険制度について利用者や家族らの理解を促すとともに、サービス情報の提供や、事業を実施していくうえでのトラブルなどに迅速に対応するための相談体制を充実します。

### ○国民健康保険制度の適切な運用

- ・いつでもだれもが必要なときに医療が受けられるしくみとして安定して機能するよう国民健康保険制度の適切な運用を図ります。
- ・保険料の徴収のしくみなどについて検討を進めるとともに、医療費の適正化が図られるよう努めます。
- ・保険財政基盤の強化や医療保険制度間の給付と負担の公平化など、医療保険制度の抜本改正を引き続き国へ要望します。

### ○国民年金制度の適切な運用

- ・安心して高齢期の生活を営めるよう、経済的な基礎となる国民年金制度の安定した運用を図り、啓発等を通じて加入促進と保険料収納の向上に努めます。
- ・給付と負担の公平化に向けて、引き続き国等へ要望します。

## ② 保健・医療・福祉のネットワークづくり

### ○地域福祉のネットワークの形成

- ・介護保険制度\*との整合性を図りつつ、地域コミュニティやNPO\*活動などと連携し、また情報ネットワークを利用して、地域社会に福祉のネットワークを形成し、きめ細かな生活支援を進めます。

### ○健康づくり支援体制の確立

- ・健康は自らが管理するものであり、健康づくりに向けた市民意識の啓発、疾病予防の指導等、

健康に関する正しい知識の普及のため健康教育や健康相談の充実など健康づくり支援体制の確立を図ります。

- ・偏食、喫煙、運動不足などの日常生活が生み出す生活習慣病\*を予防するために、健康教育、健康相談、保健指導など、一人ひとりの生活習慣の改善に向けた取り組みを進めます。
- ・睡眠障害、摂食障害、薬物依存といった心の病に対する保健対策を進めます。
- ・個人の価値観や生活スタイルが多様化しているなかで、個人にあった健康管理の内容・方法などが組み立てられるよう、ヘルスアセスメント\*の考え方にもとづく取り組みを進めます。
- ・難病患者への支援体制の充実や、感染症等の予防対策の推進など、それぞれの疾病に対応した体制の整備を図ります。

### ○疾病の早期発見システムの確立

- ・疾病の早期発見、早期治療をめざし、市民健康診査やがん検診、歯科健康診査などの受診率の向上、疾病構造の分析など健康診査体制の充実に取り組むとともに、生涯一貫した健康管理が可能となるシステムの構築をめざします。

### ○医療体制の充実

- ・多様化する医療ニーズに対応するため、市立豊中病院を中心に市内および近隣の各医療機関との機能分化を図り、緊密なネットワークを組み地域医療体制の整備を図ります。
- ・医療の専門化に対応した良質な医療を提供するため、地域の中核病院である市立豊中病院において、人材の確保や研究・研修の充実に努めるとともに、必要な機器等の整備を進めます。
- ・安心して在宅医療が受けられるよう、福祉・保健との連携を強化し、地域に根ざしたりハピリテーションサービスの充実をはじめ、高齢化社会に対応した医療を進めます。

### ○救急医療体制の充実

- ・高齢化の進展等にもともなう救急需要の増加に対応するために、市立豊中病院を中心に関係機関等との連携を図り、救急受入れ体制の充実をめざします。
- ・豊中市をはじめ大阪府内の救急医療に関する情報を市民が容易に入手できるようにネットワークを形成し、救急医療を必要とする市民が確実な情報のもとで救急医療を受けることができる



よう救急医療情報システムを構築します。

- ・地域の中で市民がお互いに見守り合い、救命活動を行えるよう、救急やコミュニティ単位での救命活動を加えた救急医療のしくみづくりを検討します。

#### ○母子保健の充実

- ・乳幼児の健全な育成を図るとともに、出産・育児にともなう不安を軽減するため、妊産婦や乳幼児に関する健康診査と事後フォロー体制、相談・指導体制の充実、新生児・産婦に対する訪問指導の強化など、母子保健の充実をめざします。

#### ○保健・医療・福祉情報システム等の整備

- ・市民にとって身近なところで保健・医療・福祉に関する情報の入手が可能となり、また各事業主体間の調整等連携が迅速に行われるよう、保健・医療・福祉情報システムの整備を図ります。また、保健・医療・福祉ネットワークの拠点となる施設の整備を検討します。

### ③子育て・子育て支援の充実

#### ○子育て・子育てのネットワークの形成

- ・子どもが日々の暮らしの中で個性を伸ばし、生きる力を育み、心身すこやかに成長できるよう、健康、福祉、教育といったさまざまな観点から、保育所(園)、幼稚園、保健福祉機関、社会教育施設、地域における子育てサークルなどとも幅広く連携を図りながら、それぞれの子どもの成長に柔軟に対応できるネットワークづくりに取り組みます。
- ・地域における子育て・子育て活動のネットワーク拠点となる中核施設の整備を検討します。

#### ○子育て支援機能の充実

- ・子育てと仕事等との両立支援や、ひとり親家庭の生活の安定や経済的基盤確立へ向けた支援など、さまざまな状況にある子育て家庭への支援を進めます。
- ・保育所(園)においては子育てサークルへの支援をはじめ、地域における子育て支援センター的役割を強化し、また、幼稚園においては幼児と地域住民とのかかわりを増やし、家庭と協力して教育を進めることで、幼児教育のセンター的役割をめざします。

#### ○子育てを学習する機会の拡大

- ・地域の実情に応じた子育て学習機会の拡充に向けて取り組みます。さらに、男女共同子育て意識の啓発、男女平等教育、男性参加の子育て講座などを進めます。

#### ○相談・指導等の充実

- ・育児不安や孤立感、負担感など育児に関する悩みの増加に対応し、身近で気軽に子育て相談や子育てについての適切な助言・指導などが行えるよう、相談・指導の充実を図ります。
- ・子どもの不安や悩み、不登校などが増えるなか、一人ひとりに対するきめ細かな相談対応、指導に取り組みます。
- ・虐待から子どもを守るため、関係機関と連携しながら、発生防止、あるいは、早期発見・早期対応に努めます。

#### ○子育て・子育て環境の整備

- ・子育て・子育てに適した環境の整備を図るため、遊びや多様な体験活動ができる場や機会の提供、遊びの支援者育成・確保などを進めます。
- ・帰宅しても保護者がいない児童の健全育成を図るため、施設や相談体制の整備など、放課後児童健全育成事業<sup>\*</sup>を充実します。

### ④障害者の自立生活支援の充実

#### ○啓発・交流の促進

- ・障害者がひとりの人間として尊重され、その主体性により社会に参加し、自己実現できる機会が等しく確保されるというノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念に基づいた社会が「社会のあるべき姿」であることを市民の共通の認識とするために、幅広い市民(団体等)との連携や、教育の場をはじめさまざまな機会を通じ啓発に努めます。また、学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動など、生涯にわたる学習の場や交流の場の確保を図るとともに、障害のある人も障害のない人も、ともにふれあい、心を通わせることができる機会づくりを進めます。

#### ○住宅整備の促進

- ・公共住宅はもとより民間住宅も含めた住宅の整備・改善を促進するとともに、多様な住宅等を活用したグループホーム<sup>\*</sup>等の整備を検討するなど、障害者の多様な住宅ニーズに対応した取り



組みを進めます。

#### ○情報アクセスの整備

- ・障害者が必要な情報を容易に得ることができるよう、多様なメディアや手法を活用した情報提供サービスの拡充を図るとともに、新たな情報受信・発信サービスについて検討を進めます。

#### ○雇用・就労の充実

- ・障害者の就労を促進するため、企業等の障害者に対する偏見の除去や社会的責務について自覚を求めるなど啓発に努めるとともに、職業リハビリテーションの充実や多様な就労の場の確保と安定就労のための支援施策の整備・充実を図ります。

#### ○ライフステージに応じた保健・医療・福祉の充実

- ・乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージ\*に応じた保健・医療サービスとリハビリテーション医療の充実はもとより、教育、福祉、労働など幅広い分野との連携を図りながら地域に密着した自立支援システムとしてのリハビリテーション体制の充実に努めます。
- ・人権尊重と自立支援の視点で、一人ひとりのニーズに的確に対応した多様かつ高度なサービスが提供できるよう、相談支援機能の充実や施設整備の促進などに努めます。

#### ○推進基盤の整備

- ・施策を総合的、効果的に進めるために、関係行政機関や団体相互の緊密な連携を図るとともに庁内推進体制の整備に努めます。
- ・障害者の自立を幅広く支援するため、ボランティアの養成・確保や福祉専門職員の育成・確保に努めます。
- ・地域での自立生活を促進するため、当事者の人権と主体性を基本としつつ、日常生活を支えるさまざまな支援が地域の中で提供されるよう、自主的な地域福祉活動の育成支援などをおし、支援ネットワークづくりを進めます。

### ⑤要援護者に対する自立支援

#### ○生活保護の適切な運用

- ・相談時から一貫した援助活動を展開するなど、要援護者の生活実態に応じた自立を促す生活保護の適切な運用を進めます。

#### ○面接相談体制の充実

- ・要援護者一人ひとりの生活課題にきめ細かく対応し、適切な指導・助言ができるように、面接相談体制の充実を図ります。

### ⑥良質な住まいの確保を支援する取り組みの推進

#### ○住宅供給の多様化と住居費負担の軽減

- ・個々のライフスタイルやライフステージ\*に応じて多様化する住まい方へのニーズに対応し、公共住宅の建替・改善(リフォーム)や借上げ、民間住宅建設に対する支援等、さまざまな手法を活用し、多様なタイプ・規模の住宅の供給を促進します。
- ・公共住宅において、長寿社会に対応した良好なコミュニティの形成に向けて、複数の事業主体による住宅の併設や、親世帯と子ども世帯の同居・隣居・近居向け入居枠の設定など、多様な供給方式の実施を検討します。
- ・住宅金融公庫の融資制度をはじめ、さまざまな制度・事業手法を活用し、住居費負担の軽減に取り組みます。

#### ○住み替えシステムの整備

- ・個人がそのニーズに対応した住まい方を選択することができるよう、公共賃貸住宅での住み替えシステムを充実します。また、市場の活性化や情報ネットワークの活用を通じ、民間賃貸住宅も含めて地域の中でスムーズな住み替えができるようなシステムの整備を検討します。

#### ○住まいに関する情報提供

- ・住宅の性能、住まい方、税制、流通、各種支援制度等、住まいに関する情報提供を充実します。



## ⑦消費者擁護と自立の促進

### ○消費者問題への対応の充実

- ・消費者被害の救済や未然防止を中心としたこれまでの施策の充実に加え、消費生活における環境問題への対応や、製造物責任<sup>※</sup>、商品選択における自己責任の啓発など、自立した消費者の育成への取り組みを進めます。
- ・主体性を持った消費者を育成するため、食や健康、また環境問題などともかかわりながら、学校等での消費者教育を進めます。

### ○消費者の自主的活動の促進

- ・消費者活動を活性化するため、消費者グループ等が自発的に事業企画や施設の運営に参画するなど、生活関連の課題に対する自主的な活動を促進します。

### ○生活情報システムの整備

- ・消費生活に関する情報の提供や情報交流を充実するため、生活情報提供システムの拡充やスポーツ施設情報システムとの連携など、情報ネットワークの整備に取り組みます。



## 第3章

活力あふれる個性的・自律的な  
まちをめざして

豊中市をとりまく広域的な状況が変化するなか、長期的な観点からまちの活力向上をめざし、大阪都市圏において地域個性を発揮しながら、市民にとって暮らしやすく便利なまち、人が集う魅力的

なまちをつくるために、市域の拠点づくり、特色ある地域整備を進めます。また、都市活力の重要な基盤である産業機能について、新産業の創出なども視野に入れた総合的な振興を図ります。

## 《施策体系》

## Ⅱ

第3章  
活力あふれる個性的・自律的なまちをめざして第1節  
地域特性を都市の魅力につなぐ  
しくみづくり

- ①土地利用・住環境整備の総合的・計画的推進
- ②暮らしを基本とする市街地の形成
- ③地域特性を活かした都市の拠点づくり

第2節  
「人」を中心とした機能的な交通システム  
づくり

- ①総合的な交通体系の確立
- ②総合的なみちづくりの推進

第3節  
活力ある産業が育つしくみづくり

- ①地域産業の活性化
- ②新産業・起業の促進
- ③就労環境の充実



## 第1節 地域特性を都市の魅力につなぐしくみづくり

### 《方向性》

「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」「癒す」といった多様な生活や活動が営まれる魅力的な市街地の形成を進めます。また、豊中・岡町、庄内、千里中央などの中心市街地の形成をはじめ、それぞれのまちの特性をふまえた都市機能の充実、都市の拠点づくりを進めます。

### 《主な課題》

豊中市は、大阪市に隣接し、鉄軌道や幹線道路により都心と直結していることから、都心通勤者の居住地として急成長をとげ、活発な住宅建設等により市域の大部分が市街化しました。

住宅都市としての発展は、利便性の高い都市基盤や都市施設のストック<sup>\*</sup>を生み出しましたが、その一方で、災害に対する脆弱さや新たな市民ニーズに対応した再整備の困難など、さまざまな課題を抱えることになりました。今後は、適切な規制・誘導による秩序ある住環境整備に努めるとともに、災害時の影響を最小限にとどめるような基盤整備・市街地形成、バリアフリー<sup>\*</sup>化やユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の導入をふまえた基盤・施設整備などを進める必要があります。

豊中市では、千里中央地区が北大阪の広域的な核として成長する一方で、豊中・岡町をはじめとする中心市街地の停滞などの問題もみられ、豊中都心ゾーン（阪急宝塚線の豊中・岡町・曾根の3駅周辺を一体として、中心市街地としての機能強化を図る地区）をはじめとして、各地域における整備事業を進めてきました。

その結果、豊中都心ゾーンを中心に一定の基盤蓄積は進みましたが、市立豊中病院の移転や大阪モノレールの開通といったその間の土地利用や交通体系の変化などにより、都市機能の移転や新たな拠点の萌芽がみられるなど、拠点整備においても新たな課題が生じてきています。こうしたなか、平成12年（2000年）には、長期的な都市整備の方針や、その実現のための方策などを総合的、体系的に示した都市計画マスタープラン<sup>\*</sup>を策定しました。今後は地域が担うべき役割の整理を行うとともに、これまで蓄積されてきた都市基盤を活用し、地域特性を活かした秩序あるまちづくり、豊中の核となる地域づくりを長期的課題として進めていくことが必要です。

#### 《この節で使われている用語の説明》

##### ストック

都市のなかに形成・蓄積された公共施設、住宅などの都市基盤のこと。

##### バリアフリー

高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害（バリア）になるものを取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や点字での表示など。また、こうした人々への偏見・差別の解消も「心のバリアフリー」と呼ばれる。

##### ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者等の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのこと。ユニバーサルは直訳すると普遍的の意味。

##### マスタープラン

さまざまな事業・施策を実施する根拠となる考え方を示す計画。基本計画と同様な意味で用いられる。

##### 地区計画

町や学区など地区の段階で都市計画上の規制などを定める制度のこと。地区の特性に応じて街路・小公園の整備あるいは住宅などの建物の形状に規制をかける。都市計画の諸制度を総合化して地区の制度に馴染むようにした機動的な計画制度である。

##### 建築協定

市街地の環境や利便性を維持、増進するため、区域内の所有者などの全員の合意により定める協定。建築物の敷地、用途、形態などについて定めることができる。

##### 緑地協定

住民相互の合意により、緑豊かなまちづくりを行うために、緑の保全や緑化に関して協定を締結するもの。

##### 景観協定

一定の区域内に存する土地、建築物等または広告物の所有者およびこれらについて使用することができる権利を有する者が、当該区域内における都市景観の形成を推進するために協定を締結するもの。

##### 密集住宅市街地整備促進事業

密集市街地の災害に強いまちづくりに向けた中心的な手法。老朽住宅の密集地区において、良質な住宅の供給、居住環境の整備等を促進するため、老朽住宅等の建て替えや道路等の地区施設整備を総合的に行う事業。

##### 土地区画整理事業

土地区画整理法によって定められた事業で、事業地内の宅地の減歩および換地により道路、公園等の公共施設の整備改善と宅地の整備を行うもの。

##### 市街地再開発事業

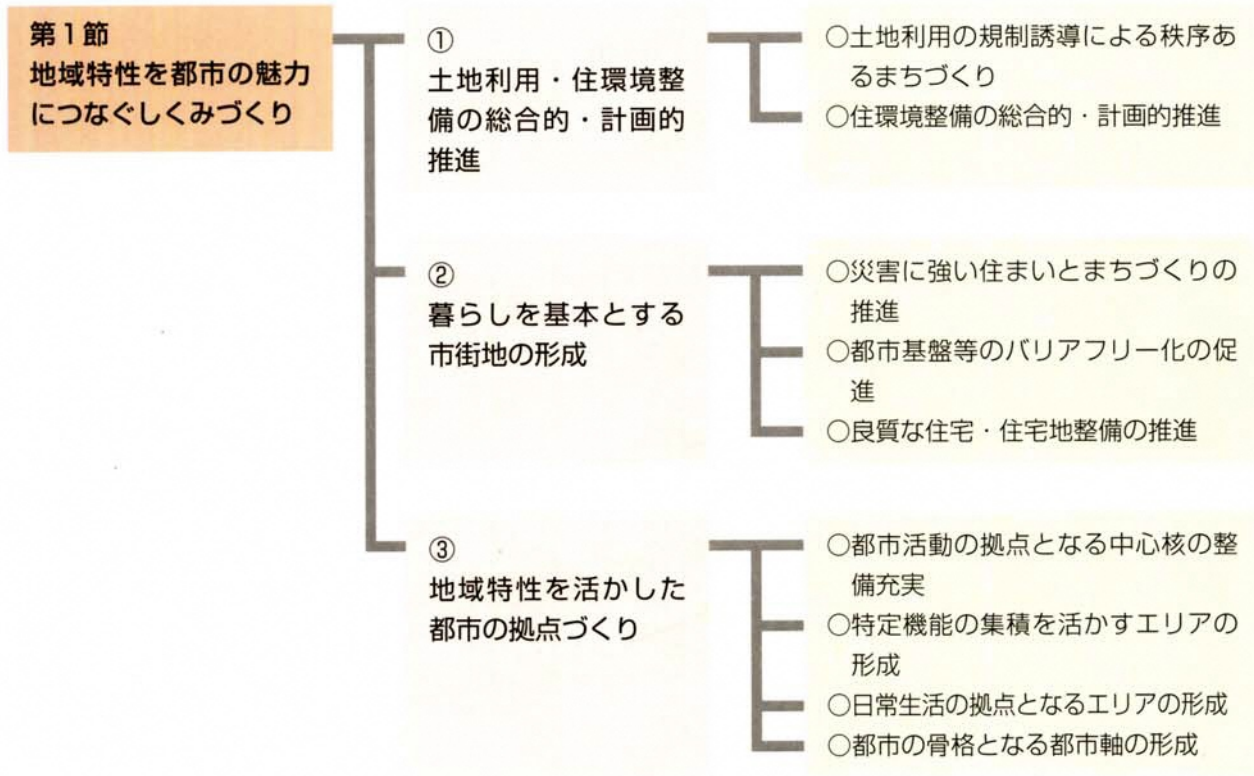
土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を目的とする都市再開発のための中核的手法であり、都市再開発法に基づく。都市の中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行うことによって、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業である。

##### 宅地化農地

平成3年（1991年）の生産緑地法の改正により、大都市圏の市街化区域内の農地について、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、「保全する農地」と「宅地化する農地」に分けることとなった。



## 《施策体系》





## ①土地利用・住環境整備の総合的・計画的推進

### ○土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり

- ・市域全体を見据えたなかで、住民との協働により地域の実情に合った土地利用の方向性を検討し、地区計画\*制度をはじめとするさまざまな規制・誘導方策を活用しながら、秩序あるまちづくりを進めます。
- ・質の高い住宅都市として、建築指導や住宅地などの開発指導体制を強化するほか、違反建築物等の是正指導体制の強化を図り、良好な住環境の維持、また住環境水準の向上をめざした改善に取り組みます。
- ・住環境の保全などを目的とした地区計画や建築協定\*、緑地協定\*、景観協定\*などを適切に活用し、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、情報提供など各種支援に努めます。

### ○住環境整備の総合的・計画的推進

- ・ゆとりある質の高い住環境の実現に向けて、地域の実情に応じた住環境の着実な改善・向上と保全を図るため、住民との協働により、地域の特性を活かした住環境整備の具体的な方針を検討し、総合的・計画的に施策を進めます。

## ②暮らしを基本とする市街地の形成

### ○災害に強い住まいとまちづくりの推進

- ・密集住宅市街地など防災面で配慮すべき地域では、建替えに向けた誘導や各種支援制度の充実や密集住宅市街地整備促進事業\*、土地区画整理事業\*、市街地再開発事業\*などの事業手法を活用し、耐火・耐震建築物への更新、街路・区画の整備、道路・公園等公共施設の確保などの整備を進め、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。
- ・庄内地区および豊南町地区においては、老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替や共同・協調建替等を誘導することにより建物の不燃化を促進するとともに、都市計画道路・生活道路等の整備や面的整備事業を進め、防災街区の整備、住環境の改善および都市型住宅の供給を図ります。

- ・服部西部地区においては、老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替や共同・協調建替等を誘導することにより建物の不燃化を促進するとともに、生活道路等の整備を進め、防災街区の整備、住環境の改善および都市型住宅の供給を図ります。

### ○都市基盤等のバリアフリー化の促進

- ・都市基盤、公共施設、公共交通機関、生活利便施設などの整備にあたっては、妊産婦、子ども、高齢者、障害者、外国人等の利用に配慮したバリアフリー\*化、ユニバーサルデザイン\*の導入を進め、だれもが活動しやすいまちづくりをめざします。

### ○良質な住宅・住宅地整備の推進

- ・住宅および住宅地の供給を重点的に図るべき地域や、宅地化農地\*を中心に、基盤整備と一体となった良質な住宅・住宅地の整備を進めるため、さまざまな制度・手法を活用するとともに、積極的な支援・誘導を図ります。
- ・老朽公共賃貸住宅団地の建替については、長期的な視点に立って、耐久性の向上、高齢社会への対応、省エネルギー対策等の環境への配慮とともに、公益的施設・生活利便施設等の配置も含め、総合的に検討しながら進めます。また、老朽民間共同住宅の建替についても、コンサルタント派遣等の支援制度の拡充を検討します。
- ・長期修繕計画策定の促進、技術的・法律的な専門知識についての総合的な相談・支援体制の整備など、民間共同住宅の適切な維持管理に関する支援を充実します。

## ③地域特性を活かした都市の拠点づくり

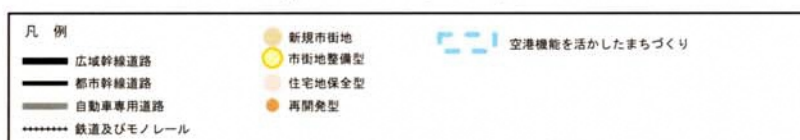
### ○都市活動の拠点となる中心核の整備充実

- ・豊中・岡町駅周辺、庄内駅周辺、千里中央は、市民生活と都市活動の拠点となる中心的な市街地として、各地域が持つ特色ある立地特性を活かし、計画的な機能配置を進めつつ、情報や活動など各種機能が相互に連携する方向で整備充実を進めます。

### ○特定機能の集積を活かすエリアの形成

- ・人や物資が集まる大阪国際空港・蛍池駅周辺、保健・医療・福祉関連施設が立地する豊中病院







## 第2節 「人」を中心とした機能的な交通システムづくり

### 《方向性》

人にやさしい機能的な都市交通網の充実をめざし、バス路線など公共交通網の充実や体系的・計画的な道路整備に取り組みます。

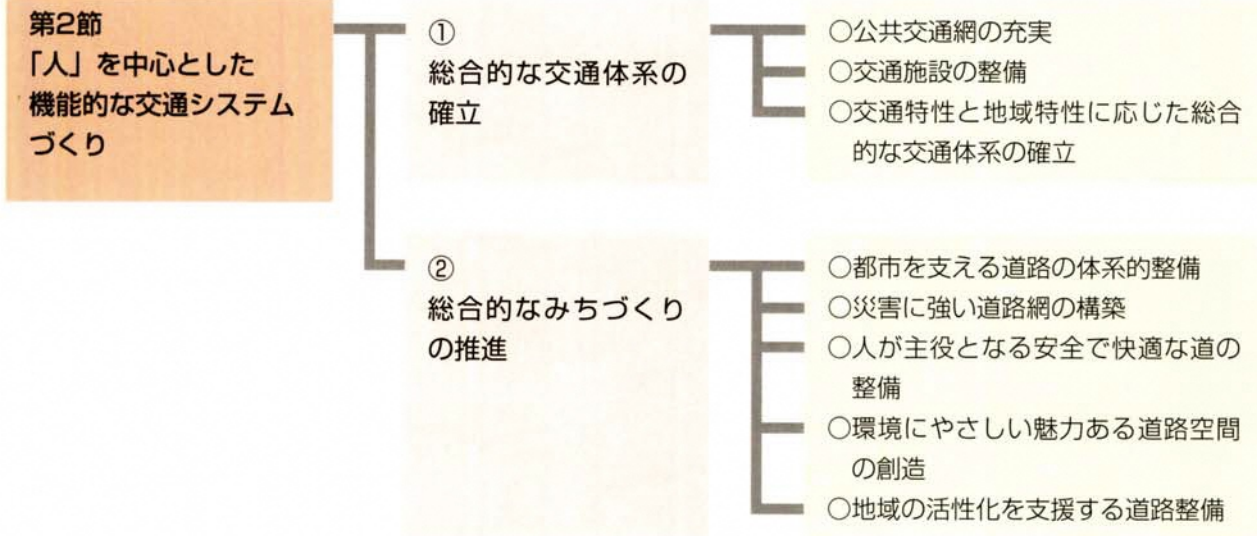
### 《主な課題》

豊中市の公共交通体系は、阪急宝塚線、北大阪急行電鉄、大阪モノレールの鉄軌道を基軸として、これらの駅を中心とした阪急バスによる交通網から形成されています。また、道路網については、国道176号や国道423号をはじめとする幹線道路が格子状に整備され、都市の骨格を形成しています。

このように交通システムについては一定の基盤は整備されていると言えますが、都心部での交通渋滞にみられるように依然として自動車依存型の様相が強く、環境問題の深刻化などを背景に、自動車に頼らない交通システムへの転換が求められるようになってきています。今後は環境配慮やノーマライゼーション<sup>\*</sup>、安全性、地域活性化などのさまざまな観点から車社会を見直し、公共交通や自転車、徒歩、車椅子等の移動が共存する総合的な都市交通政策を進める必要があります。



## 《施策体系》



## 《この節で使われている用語の説明》

**ノーマライゼーション**

高齢者や障害者などを隔離するのではなく、年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもがそのなかで同じように暮らし、活動できる状況を普通(ノーマル)の社会とすること。

**コミュニティバス**

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。鉄道やバス、タクシー・自家用車との中間的な機能を持つ。

**低床バス**

高齢者や障害者等の乗り降りに配慮した、床面が地面近くにある構造を持つバス。

**駐車場案内システム**

目的地周辺の駐車場の空満状況が出発前や運転中にわかり、目的の駐車場までスムーズに案内するシステム。

**交通需要マネジメント**

Transport Demand Managementの訳。略してTDMとも呼ぶ。道路交通の混雑緩和を交通手段の変更や時間の変更、経路の変更等により、交通需要量を調整することによって行う手法。

**排水性舗装**

雨水を直接舗装体に浸透させ、舗装体の貯留および路床の浸透能力により、雨水を地中へ面上に分散浸透させる舗装。街路樹の育成、雨水流出効果、雨水時の歩行性の改善、交通騒音の低減特性を有する。

**透水性舗装**

多孔質のコンクリート舗装で、雨天時の水はけが良く、雨水を地中に還元することができる。塗料を吹き付け着色することで、景観舗装として使用することもできる。

**市街地再開発事業**

土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を目的とする都市再開発のための中核的手法であり、都市再開発法に基づく。都市の中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行うことによって、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業である。

**土地区画整理事業**

土地区画整理法によって定められた事業で、事業地内の宅地の減歩および換地により道路、公園等の公共施設の整備改善と宅地の整備を行うもの。



## ①総合的な交通体系の確立

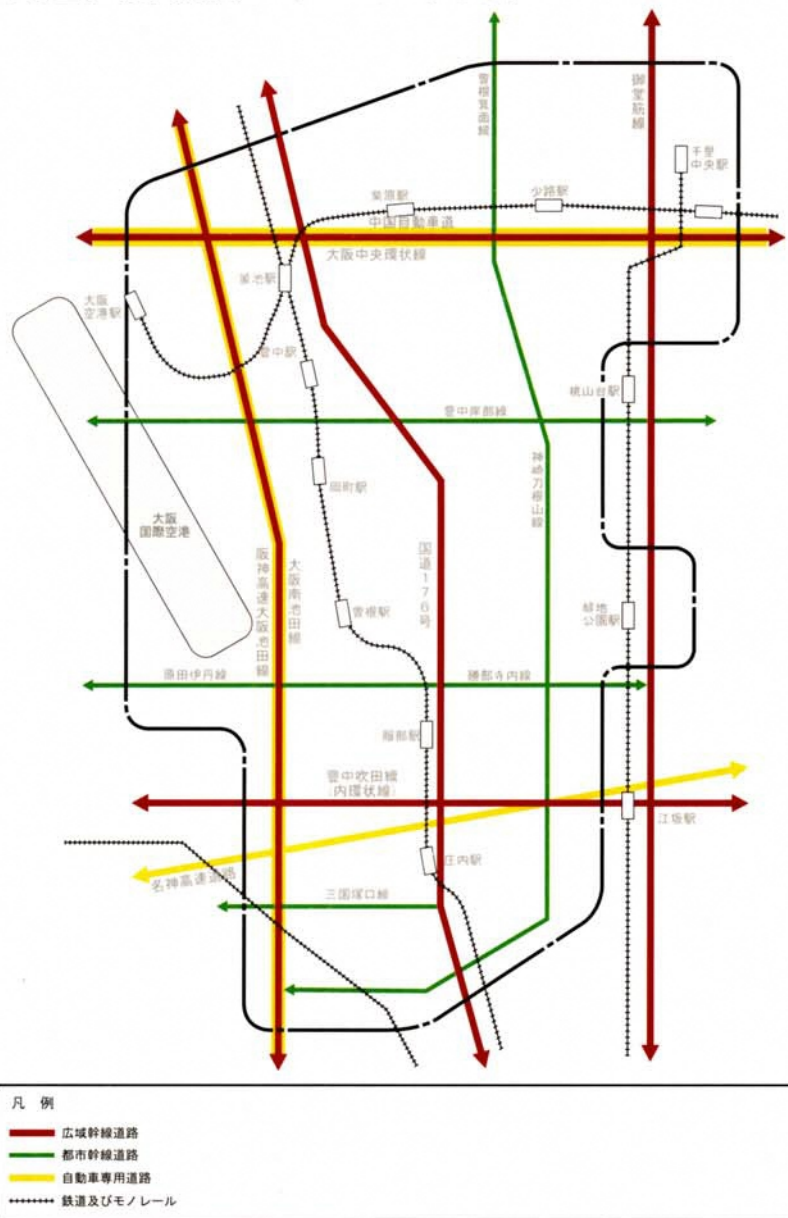
## ○公共交通網の充実

- ・交通の円滑化を図るため、バス路線網の充実やコミュニティバス\*導入の検討など、不便地域の解消に向けた公共交通網の充実に努めるとともに、低床バス\*の導入や、複数の交通機関を利用する際の乗り継ぎの円滑化などにより、公共交通機関の利便性の向上を図ります。

## ○交通施設の整備

- ・鉄道高架事業を進めるとともに、交通結節点である駅前広場の整備を進めます。また、バスルートの幅員確保などを通じて運行の円滑化と利用者の安全性の確保を図ります。
- ・路上駐車解消に向けて駐車場の整備や駐車場案内システム\*の整備、駅周辺などでの駐輪場の整備など事業者の協力を得ながら交通施設の整備を進めます。

## 交通体系整備の方針（「豊中市都市計画マスタープラン」より）





### ○交通特性と地域特性に応じた総合的な交通体系の確立

- ・地域特性に適した交通手段を有機的につなぐ都市交通施策や交通需要マネジメント\*の検討を進めるとともに、福祉や環境などさまざまな視点から都市交通のあり方を見直し、総合的な交通体系の確立をめざします。

### ②総合的なみちづくりの推進

#### ○都市を支える道路の体系的整備

- ・都市のさまざまな活動を支える道路については、それぞれの役割を整理したうえで、幹線道路の早期整備、東西道路の整備、交通結節点アクセス道路の整備、交差点の改良など役割に応じて体系的な整備を進めます。

#### ○災害に強い道路網の構築

- ・道路は災害時に重要な役割を果たすことから、市域をネットワークする防災軸の整備や避難地へのアクセスルートの確保、消防活動を促進する道路整備などを進めます。また、橋梁の整備や、電線類の地中化などに取り組み、震災等の教訓を活かした災害に強い道路網を構築します。

#### ○人が主役となる安全で快適な道の整備

- ・市民の日常生活が営まれる生活エリアにおいては、福祉や環境への配慮から歩きやすい歩道の整備、鉄道駅や公共施設・商業施設などの拠点地をネットワークする歩道の整備、歩くことを重視した生活圏道路の整備などを進めます。健康づくりや交流の機会を求めて、歩きたくなる道や休息ができるポケットスペースの確保などを進めます。

#### ○環境にやさしい魅力ある道路空間の創造

- ・都市を印象づける魅力ある道路空間をつくるため、都市景観推進道路等の整備を進めます。
- ・市内に点在する親水空間や緑の空間を結び、サイクリングやウォーキングで回遊できるネットワークの整備を進めます。
- ・排水性舗装\*や透水性舗装\*の推進、道路緑化など、道路の環境施設整備に取り組み、道路空間においても環境に配慮した整備を進めます。

#### ○地域の活性化を支援する道路整備

- ・地域の活性化に向けて進められる市街地再開発事業\*、土地区画整理事業\*、住宅整備などまちづくりの構想・計画・事業と連動しながら、その熟度にあわせその骨格となる道路整備を進めます。



## 第3節 活力ある産業が育つしくみづくり

### 《方向性》

まちに豊かさをもたらす活気あふれる地域産業の育成をめざし、豊中の個性を活かした産業振興・新産業創出をまちづくりと一体的に進めます。また、これら豊中の産業を支える勤労者がその能力を十分に発揮し、安心して働くことができるよう、就労環境の充実を図ります。

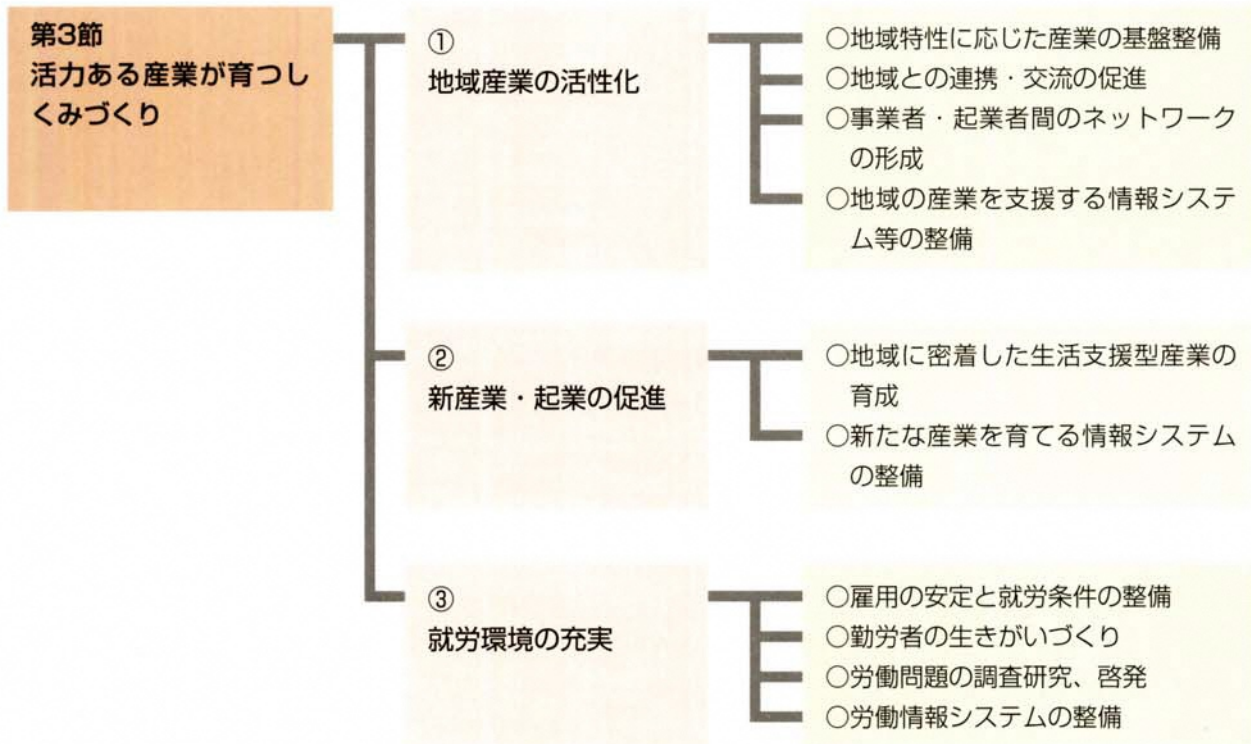
### 《主な課題》

産業を取りまく環境は、グローバル化\*の進展や規制緩和による競争環境の変化、長引く景気の低迷、雇用形態の変化、消費者ニーズの多様化、情報化の進展などにより、大きく変化しています。このようななか、地域活力の基盤を担う地域産業においても、これらの変化に対応する既存産業の活性化や、新規産業の創出、また、住宅都市の特性や豊富な人材を活かした産業の展開が求められています。

豊中市では、これまで、まちづくりと一体となった産業振興をはじめ、零細・中小小売業や中小工業などを対象にソフト面を中心とした各種の振興施策を実施してきましたが、今後都市間競争の激化が予想されるなかで、従来の産業振興にとどまらず、大阪国際空港や大学等の地域資源の活用、市民起業家の育成・支援、雇用の安定や働きやすい環境の整備など、多面的な産業振興を進めていく必要があります。



## 《施策体系》



## 《この節で使われている用語の説明》

## グローバル化

高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、人・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況を表す言葉。

## コミュニティビジネス

地域(コミュニティ)の労働力、ノウハウ、技術など、地域内に存在する経営資源を用いて、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていく事業活動。



## ①地域産業の活性化

### ○地域特性に応じた産業の基盤整備

- ・大阪国際空港・新幹線・高速道路等の広域交通の利便性や、周辺の大学研究機関の集積を活かし、新たな産業活動の展開や研究開発力の向上をめざします。
- ・産業の特徴ある展開をめざし、中心的な市街地の整備充実など都市の拠点づくりと一体となった基盤整備を進めます。
- ・商業業務市街地、住商共存市街地、沿道サービス地区、住工共存市街地、流通業務市街地などそれぞれの市街地特性に適した産業の展開を図ります。

### ○地域との連携・交流の促進

- ・地域ニーズに対応した地域密着型の産業展開を図るため、事業者と地域との連携・交流を促進します。

### ○事業者・起業家間のネットワークの形成

- ・地域産業の活性化を図るため、異業種交流やグループ間の交流など、市内外の優れた事業者間のネットワーク化に取り組みます。

### ○地域の産業を支援する情報システム等の整備

- ・変化の著しい社会経済環境に対応し、企業の競争力を高めるため、これまでの振興施策にとどまらず、市内企業の情報を広く発信していくシステムや、経営・市場に関しタイムリーな情報提供を行うシステムなど、地域産業が必要とする情報システムの構築を進めます。

## ②新産業・起業の促進

### ○地域に密着した生活支援型産業の育成

- ・住宅都市らしさを活かした生活支援型の対住民サービスを提供するため、コミュニティビジネス<sup>※</sup>をはじめ、新たな産業や市民起業家の育成・支援を充実します。

### ○新たな産業を育てる情報システムの整備

- ・ビジネスの形態が多様化するなか、自分にあった事業展開の選択や、新たなビジネスチャンスの発見を支援するため、相談や情報提供ができるシステムの整備に取り組みます。

## ③就労環境の充実

### ○雇用の安定と就労条件の整備

- ・雇用の安定をめざし、職業能力開発や資格取得支援などに取り組むとともに、就労形態の多様化に対応し、パートなど就労条件の整備に向けて、企業等へ働きかけていくこととあわせ、国、府、また他自治体等との連携を進めます。

### ○勤労者の生きがいづくり

- ・ゆとり宣言都市として、豊かでゆとりある勤労者生活の実現を図るため、勤労者が職場外でさまざまな活動にかかわることを支援し、地域活動や趣味・新たな技能習得などの機会提供など勤労者の生きがいにつながる取り組みを進めます。

### ○労働問題の調査研究、啓発

- ・就業者や就業形態の多様化、年金や社会保障制度の変革などが労働問題に大きな影響を与えることと予測されるなかで、労働問題の調査研究を進め、企業等への啓発や勤労者の意識改革などに取り組みます。

### ○労働情報システムの整備

- ・労働にかかわる問題が多様化するなかで、さまざまな問題を迅速かつ適切に検討できるよう、労働にかかわるさまざまな情報を整理し、相談対応などができる労働情報システムの整備に取り組みます。



## 第4章 環境と調和し共生するまちをめざして

地球環境保全を視野に入れ、自然との共存・共生や環境への負荷の少ない循環型社会の構築をめざすとともに、快適環境の保全・創造や安全で健康な環境づくりを通じて、環境と調和し共生するまちをめざします。

### 《施策体系》

#### 第4章 環境と調和し共生するまちをめざして

##### 第1節 地球環境の保全を視野に入れたまちづくり

- ①地球環境の保全に向けた啓発・教育の推進
- ②地球環境の保全に向けた取り組みの推進

##### 第2節 自然と共存・共生できるまちづくり

- ①緑に関する取り組みの総合的な推進
- ②多様な生物の生息空間や水辺環境の保全および創造

##### 第3節 循環型社会づくり

- ①廃棄物の減量およびリサイクルの促進
- ②省資源・省エネルギーの推進
- ③環境への負荷の少ない社会システムへの転換

##### 第4節 快適環境の保全・創造と安全で健康な環境づくり

- ①公共事業および民間開発における環境配慮の推進
- ②歴史環境の保全および都市景観の保全・創造
- ③環境衛生の充実
- ④上下水道の充実
- ⑤環境汚染対策の充実



## 第1節 地球環境の保全を視野に入れたまちづくり

### 《方向性》

地球温暖化\*、オゾン層の破壊\*、野生生物種の減少など、地球環境問題に対応するための総合的な取り組みを進めます。

### 《主な課題》

工業化にともなう産業公害は大規模な環境汚染源に対する規制により、一定の効果をあげてきました。しかし、自動車公害・生活排水・ごみ問題などの都市・生活型公害が一層複雑化するとともに、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題がますます深刻化しています。

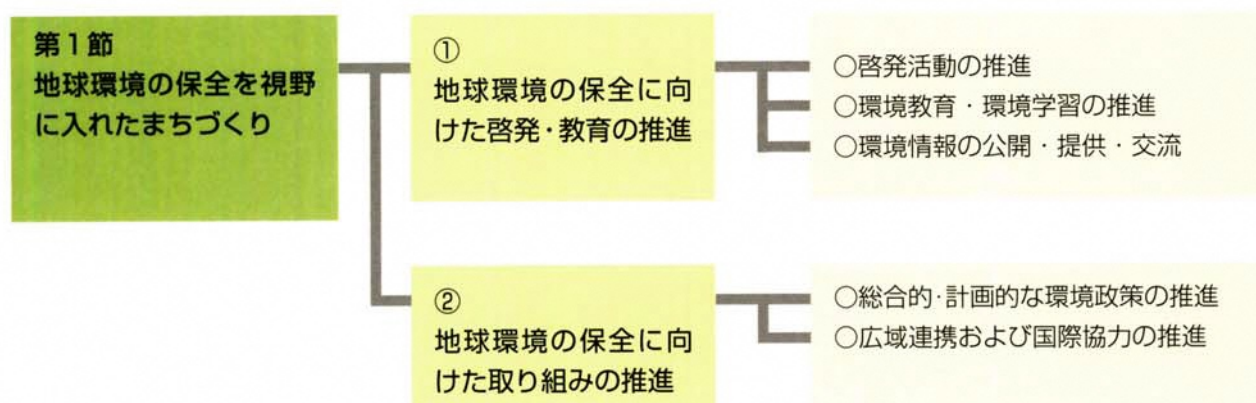
今日の環境問題は、すべての人々が被害者であると同時に加害者となり得るところに本質があります。そのため、空間的・時間的境界を越え、共通の認識のもとで、「地球規模で考え、地域で行動する」ことが重要となります。

こうしたなか、平成4年(1992年)に開催された「地球サミット\*」において、「アジェンダ21\*」が採択され、各国の地方自治体では地球環境に配慮した具体的な取り組みが始まっています。

豊中市では、地球環境問題への市民の関心と行動意欲の高まりを背景に、環境理念と基本政策・施策の枠組みを示した豊中市環境基本条例を平成7年(1995年)に制定し、これに基づき、平成11年(1999年)、「豊中市環境基本計画」、「豊中アジェンダ21(地球環境を守るとよなか市民行動計画)」を市民参画のもとで策定しています。今後はこれらの計画をふまえ、地球環境を身近な問題としてとらえ、市民・事業者・行政が連携して取り組みを進めていく必要があります。



## 《施策体系》



## 《この節で使われている用語の説明》

**地球温暖化**

産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

**オゾン層破壊**

オゾン層とは、オゾンという気体を豊富に含み、地上10～15kmの圏域に形成されている気層のことで、生物にとって有害な紫外線を吸収し、地表への到達量を減少させる役割がある。このオゾン層がフロンなどの影響で破壊されることを「オゾン層破壊」と呼んでいる。

**地球サミット**

183の国・地域・機関が参加し、平成4年(1992年)にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議(UNCED)」のこと。リオ・サミット、環境サミットともいう。この会議では気候変動枠組条約と生物多様性条約の調印が行われるとともに環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21および森林原則声明が採択された。

**アジェンダ21**

地球サミットにおいて採択された、環境と開発に関する包括的な行動計画のこと。環境資源の保護と管理、そのための各主体の役割、実施手段などについての考え方が示されている。また、アジェンダ21の実施に重要な役割を担う地方自治体がローカルアジェンダ21という地域における行動計画を住民と合意することを求めている。

**グリーン購入**

環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入すること。

**NPO**

「非営利組織(Non-Profit Organization)」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。これらを支援する「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年(1998年)3月に制定されている。

**エコオフィス指針**

市の庁舎や事務所での、省エネルギー、省資源、リサイクル、グリーン購入など環境に配慮した取り組みを行うための指針。



## ①地球環境の保全に向けた啓発・教育の推進

### ○啓発活動の推進

- ・研修や自主学習を通じ地球環境保全に向けた意識の醸成と向上を図ります。
- ・市民・事業者の活動を促進するため、環境に関する各種講座やイベント等の開催、グリーン購入\*やエコマーク製品の購入推奨など、各種の普及啓発を行うとともに、NPO\*や事業者等の取り組みへの支援などを行います。

### ○環境教育・環境学習の推進

- ・市民の自主的な環境学習を促進するとともに、総合的・計画的な環境教育・環境学習を進めます。また、地域や企業などにおける環境学習への支援を行います。
- ・環境に対する人間の責任と役割、環境活動の必要性とその実践などについて、早期からの自覚を促すため、学校教育や幼児教育において環境教育の充実を図ります。
- ・市民の環境学習や自主的活動を支援するため、体験学習の機能、情報交換・交流機能等を持つ拠点施設の整備を検討します。

### ○環境情報の公開・提供・交流

- ・環境に関連する情報を体系的に収集・整理し、適正な管理・運用体制を整備するとともに、環境データベースを構築し、環境情報の公開・提供や市民相互の情報交流を進めます。

## ②地球環境の保全に向けた取り組みの推進

### ○総合的・計画的な環境政策の推進

- ・地球環境の保全に向けた総合的・計画的な環境政策を進めるために、事前の予測や施策実施後の評価をふまえて、その結果をさらにフィードバックするなど、マネジメントの視点にたった環境基本計画の進行管理に努めます。また、行政の率先実行計画であるエコオフィス指針\*を推進します。
- ・「豊中アジェンダ21(地球環境を守るとよなか市民行動計画)」の普及・促進に努め、市民・事業者とともに地球環境保全に向けた取り組みを促進します。

### ○広域連携および国際協力の推進

- ・地球環境問題や豊中市単独では解決できない環境問題については、近隣自治体や関係機関などとの連携・協力を図りながら、取り組みを進めます。
- ・市民・事業者やNPO\*などが自主的に行う広域連携、国際交流に対し、情報提供などの支援を行います。





## 第2節 自然と共存・共生できるまちづくり

### 《方向性》

市内に残された貴重な自然との共存・共生をめざし、緑地や水辺などそれぞれの特性に応じた保全を図るとともに、生態系に配慮した自然の回復・創造に取り組めます。

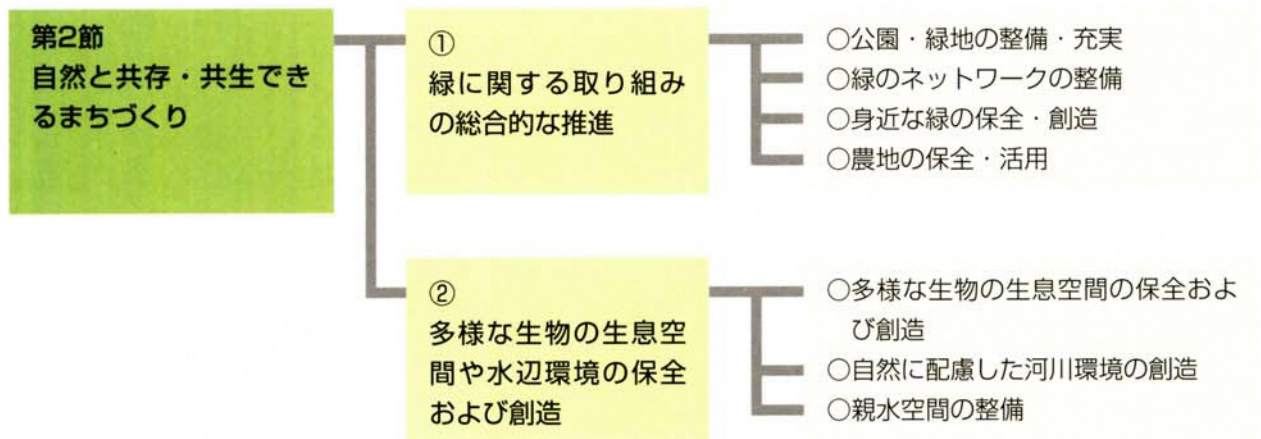
### 《主な課題》

豊中市は全域が市街化区域であり、市内に残されている自然は千里周辺の緑地や点在する寺社林などわずかですが、これらの自然環境を将来世代へ引き継ぐべき貴重な資産としていかに保全していくかが課題となっています。また、自然とのふれあいなどの市民ニーズが高まるなか、自然の回復・創造を通じた自然との共存・共生が求められるようになってきています。

豊中市ではこれまで、公園整備や緑化の推進などを通じて緑の回復・創造を進め、平成11年(1999年)には、みどりに関する施策を総合的に進めるため、「みどりの基本計画」を策定しました。今後は市内に残された貴重な自然を保全するとともに、新たな自然空間を整備し、生態系に配慮した多様な生き物の生息の場、身近にふれあえる緑や水辺の回復・創造に努め、自然と共存・共生できるまちづくりに取り組んでいく必要があります。



## 《施策体系》



## 《この節で使われている用語の説明》

**ビオトープ**

安定した環境を持つ野生生物の生息・育成空間。ドイツ語で  
 ビオ(Bio)は生き物を、トープ(Tope)は場所を意味する。

**多自然型工法**

多孔型のブロックを河岸に用いて多様な生物が生息する空間  
 を確保するなど、生態系に配慮した工法一般のこと。編み柴  
 や木材を使った緑化護岸、瀬や淵の形成、魚道、魚窪地など。

## ① 緑に関する取り組みの総合的な推進

## ○公園緑地の整備・充実

- ・服部緑地、千里緑地、大阪空港周辺緑地などを核となるみどりとして保全・整備するとともに、規模の大きな都市基幹公園等を拠点となるみどりとして整備します。
- ・身近な公園が地域のみどりのシンボルとなるように、特色ある公園づくりを市民参加で進めるとともに、土地の有効活用や地域のコミュニティ形成を図るため、施設一体型の公園づくりを進めます。

## ○緑のネットワークの整備

- ・服部緑地や千里周辺などの核となるみどりのネットワーク化を図るため、河川や幹線道路を活用し、沿線への重点的な緑地の配置や緑化を進めます。
- ・既存のみどりや公園緑地、公共施設等の地域のみどりをきめ細かくネットワークし、安全で快適なみち空間として生活道路の緑化を進めます。

## ○身近な緑の保全・創造

- ・寺社林等の貴重な市街地緑地を保全・活用するとともに、公共施設や街路、駅前広場などの公共スペースへの植樹・緑化、市民・事業者の自主的な緑化活動の啓発や支援等を行い、身近な緑の保全・創造に努めます。

## ○農地の保全・活用

- ・市内に残された農地を貴重な緑空間として保全するとともに、市民農園としての活用を図ります。

## ② 多様な生物の生息空間や水辺環境の保全および創造

## ○多様な生物の生息空間の保全および創造

- ・市内に残された河川、ため池、自然林、里山などの貴重な生物の生息空間の保全に努めます。また、身近に植物・昆虫・小動物などとふれあうことのできる場を確保するため、公共施設の緑地や緑道、街路樹などを活用して、多様な生物の生息できる都市自然の創造に努めます。

## ○自然に配慮した河川環境の創造

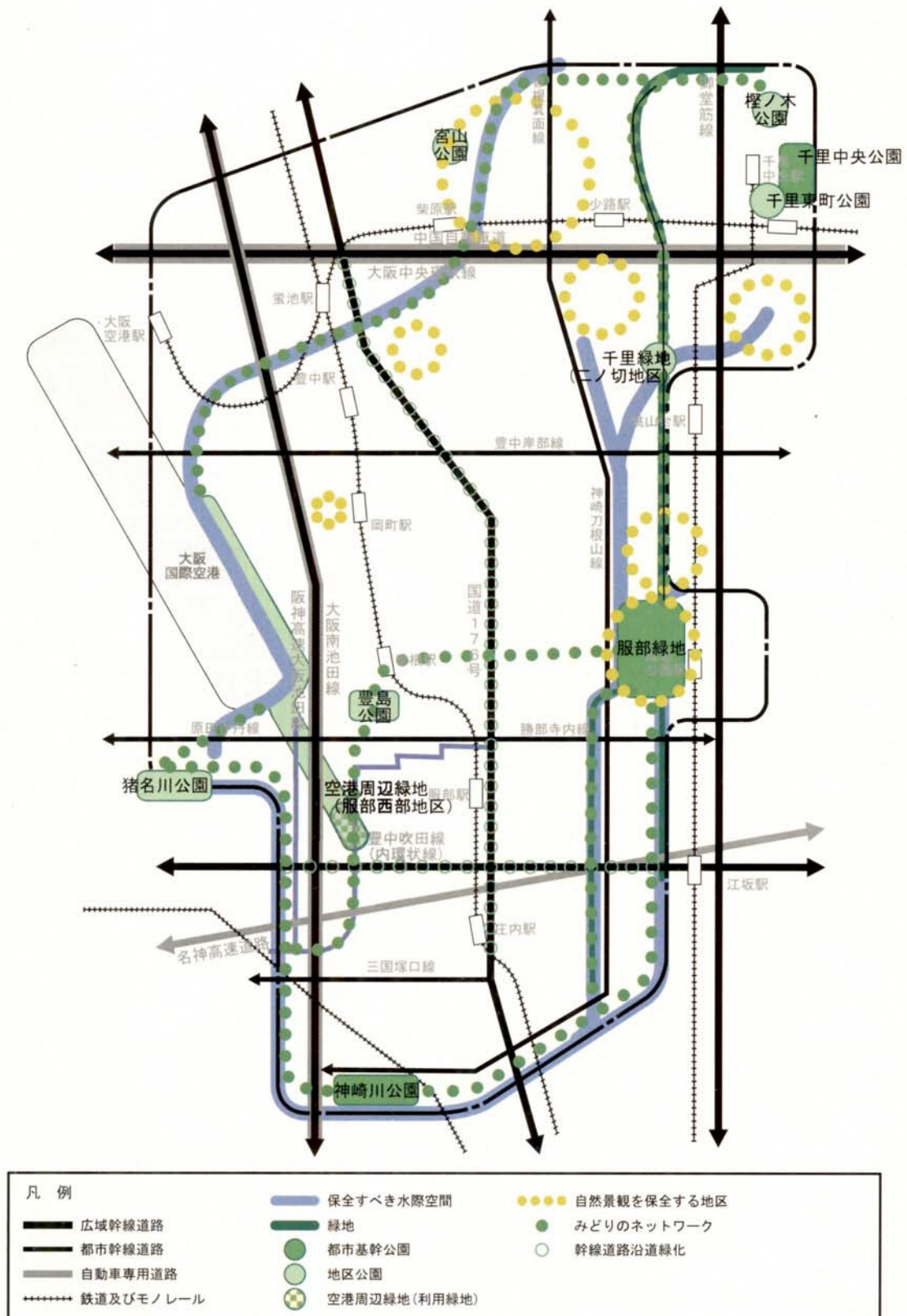
- ・河川環境や水辺環境等の適切な保全・活用を図るため、生物の生息環境や水質の保全、ビオトープ\*の創造などを進めるとともに、改修工事等にあたっては、できるだけ生態系に配慮し、多自然型工法\*の導入など生物の生息しやすい環境の創造に努めます。

## ○親水空間の整備

- ・身近な自然とのふれあいや憩いの場として、河川や水路、ため池等の水辺空間を活用し、親水公園や周辺環境の整備等を進めるとともに、公共施設などへのせせらぎの整備等により、市街地におけるうるおいある親水空間の形成に努めます。



水とみどりのまちづくりの方針（「豊中市都市計画マスタープラン」より）





## 第3節 循環型社会づくり

### 《方向性》

環境への負荷の少ないライフスタイル、産業活動の推進、交通対策等を通じて、循環型社会\*の構築をめざします。

### 《主な課題》

地球環境問題が深刻化するなか、環境の恵みを将来世代へ引き継ぐことは現代を担う私たちの責務です。そのためには大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見つめ直し、環境への負荷の少ない循環型社会を築く必要があります。

第1に原材料の効率的な利用などによって廃棄物の発生をできるだけ抑制し(リデュース)、第2に使用済み製品などを再利用(リユース)し、第3に使用済み製品等を再生し原材料として再生利用する(リ

サイクル)が必要です。こうした物質循環への対策の優先順位を明確にしながら、各主体が循環型社会の構築に向けてそれぞれの役割を果たしていかななくてはなりません。

豊中市においては、すでに省資源・省エネルギーも視野に入れた循環型社会をめざし、市民、事業者、行政、NPO\*等による多面的な取り組みが始まっていますが、今後は一層こうした活動を促進するとともに、地域水循環の回復を通じたうるおいのあるまちづくりや、環境に配慮した交通システムや産業活動など、環境への負荷の少ない社会システムづくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。

#### 《この節で使われている用語の説明》

##### 循環型社会

大量生産→大量消費→大量廃棄という最終的に環境に大きな負担を与える従来の社会システムに対して、日常生活や産業活動において、再資源化などを通じて大気や水、物質などの循環を図るなど、環境負荷の少ない社会システムを表す言葉。

##### NPO

「非営利組織 (Non-Profit Organization)」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。これらを支援する「特定非営利活動促進法 (NPO法)」が平成10年(1998年)3月に制定されている。

##### エコショップ

簡易包装の推進やスチロールトレイの回収など環境に配慮した事業活動を行っている店舗のこと。

##### デポジット制度

空き缶の回収方法のひとつ。缶入り飲料を売るときに預り金を上乗せし、空き缶を返すときに戻すもの。

##### オフィス町内会

オフィスから出るOA用紙等の古紙類を資源化するために、複数のオフィスが共同で資源を回収するしくみ。

##### エコオフィス

事業所や庁舎等で行う省資源、省エネルギー、リサイクル、グリーン購入など環境に配慮した取り組み。

##### 透水性舗装

多孔質のコンクリート舗装で、雨天時の水はけが良く、雨水を地中に還元することができる。塗料を吹き付け着色することで、景観舗装として使用することもできる。

##### ヒートアイランド

都市部において、大量の人工熱や大気汚染物質が放出されることにより、平均気温が周辺より高くなる現象のこと。等温線で表すと島のかたちになるところからこの名称がついた。

##### 環境負荷

人間の活動により環境に負担を与え、環境悪化のもととなるもの。日常生活や産業活動などを通じて発生する排ガスや汚水、廃棄物など、環境を汚染する原因となるもの。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

##### 交通需要マネジメント

Transport Demand Managementの訳。略してTDMとも呼ぶ。道路交通の混雑緩和を交通手段の変更や時間の変更、経路の変更等により、交通需要量を調整することによって行う手法。

##### 環境共生型住宅

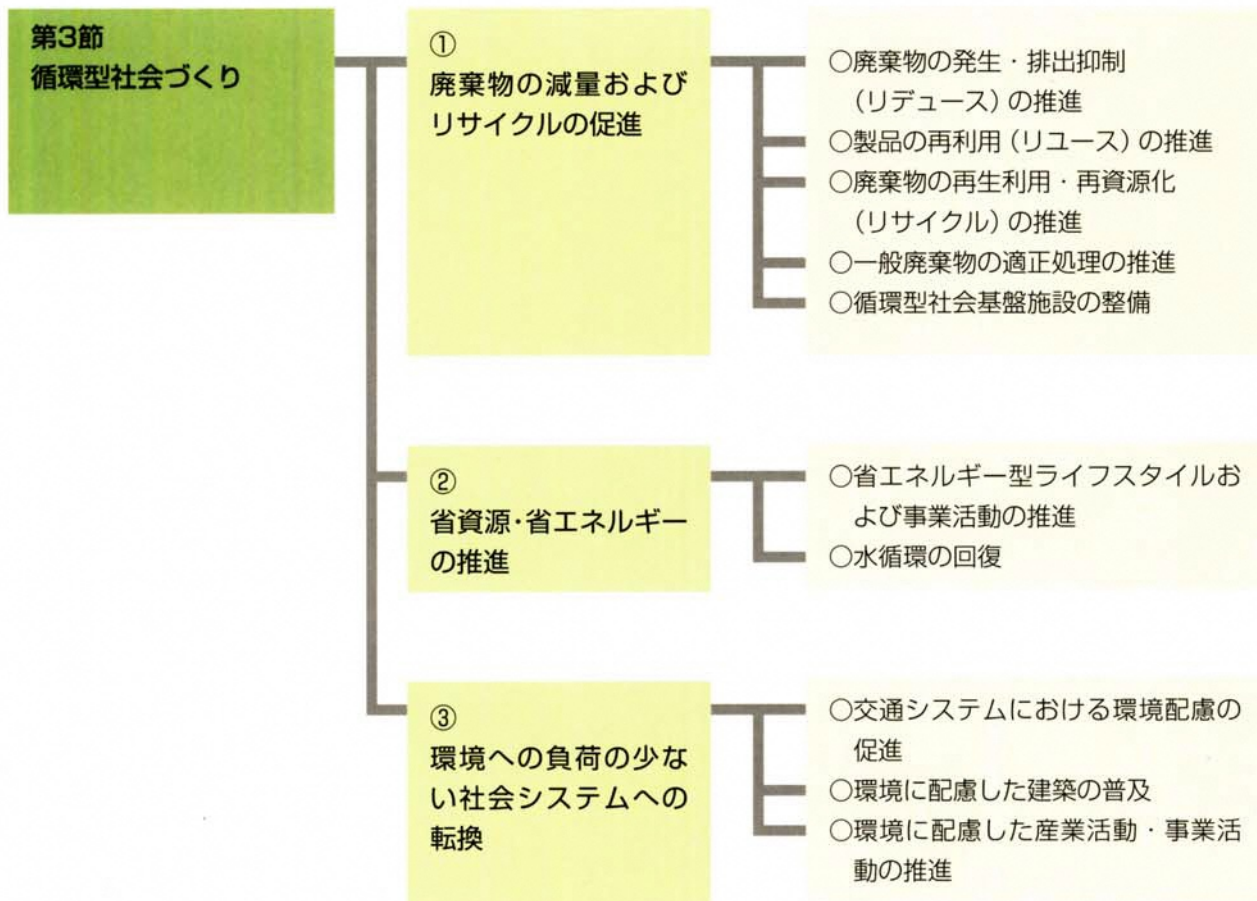
エネルギー、資源、自然を有効に利用することによって、地球への環境負荷の低減と、地域社会への融合を図ることを目的とした住宅。

##### ISO14000シリーズ

国際標準化機構(ISO)が地球規模の環境保全意識の高まりを背景に制定した環境管理システムと環境監査に関する国際規格のことで、中心となる環境管理システムのスベック(仕様)規格がISO14001。



## 《施策体系》



## ① 廃棄物の減量およびリサイクルの促進

### ○ 廃棄物の発生・排出抑制(リデュース)の推進

- ・ 廃棄物の発生・排出抑制のために、使い捨てや過剰包装の抑制など、市民・事業者への普及啓発を進めるとともに、地域の自主的なごみ減量運動、事業者のエコショップ\*活動等に対して支援を行います。また、経済的手法（ごみの有料化等）など、ごみ減量の各種手法を検討します。

### ○ 製品の再利用(リユース)の推進

- ・ 事業活動における製品の再利用を促進するために、ビールびん回収などのデポジット制度\*について検討を行い、各種容器等に関するデポジット制度の地域展開などについて、事業者団体等に働きかけます。
- ・ 不用品の活用を促進するために、地域の自主的な不用品交換会などに対し、情報やノウハウの提供など、支援を行います。

### ○ 廃棄物の再生利用・再資源化(リサイクル)の推進

- ・ 廃棄物の再資源化率を高めるため、資源ごみの分別回収を進めるとともに、地域における資源ごみの集団回収や、生ごみの自家処理（堆肥化）などの取り組みに対して支援を行います。
- ・ 事業活動における廃棄物の再資源化を促進するために、事業者への啓発を行うとともに、業務地区におけるオフィス町内会\*の組織づくりなど、事業者集団回収の基盤づくりに努めます。

### ○ 一般廃棄物の適正処理の推進

- ・ 一般廃棄物の分別収集について、市民への普及啓発に努めるとともに、豊中市伊丹市クリーンランドの処理施設の計画的な整備を進め、ダイオキシン類の低減対策の徹底など、環境に配慮した廃棄物の適正処理、ごみ処理施設の機能充実に努めます。

### ○ 循環型社会基盤施設の整備

- ・ 循環型社会\*への転換が促進されるよう、再生利用施設や処理施設等について総合的・一体的な整備を検討するとともに、周辺地域の快適な生活環境の創造につながる施設の整備に努めます。また、広域化による共同事業や機能分散による連携の可能性についても検討します。
- ・ 廃棄物の再生利用・再資源化や、市民やNPO\*の自主的活動、環境学習や交流等を支援するための基盤施設として、リサイクル工房や情報提

供機能などを備えた拠点施設の整備や、その機能のネットワーク化を図ります。



## ②省資源・省エネルギーの推進

### ○省エネルギー型ライフスタイルおよび事業活動の推進

- ・省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進などについて、行政が率先実行するとともに、市民生活における省エネルギー型ライフスタイルの普及、企業におけるエコオフィス\*、省エネルギー・省資源型生産活動の促進などに努めます。

### ○水循環の回復

- ・水資源の有効活用を図るために、公共施設における節水や利用水の二次利用、雨水の貯留・活用等を進めます。また、市民・事業者への節水、水資源の有効活用の普及啓発に努めます。
- ・都市における水循環を回復するために、保水機能等を有する緑地や農地の保全に努めるとともに、公共施設等の緑化、透水性舗装\*などの整備により、市街地における雨水浸透機能の向上とヒートアイランド\*の抑制を進めます。

## ③環境への負荷の少ない社会システムへの転換

### ○交通システムにおける環境配慮の促進

- ・環境負荷\*の大きな発生源である自動車交通量の抑制のため、交通需要マネジメント\*等について検討します。
- ・マイカー利用を抑制するため、環境負荷の少ない公共交通機関の利便性向上、自転車や徒歩移動の促進など、地域レベルでの環境負荷の少ない交通システムの構築に努めます。また、低公害車の普及・導入を促進します。

### ○環境に配慮した建築の普及

- ・環境への負荷が少なく、利用者への環境リスクの少ない建築物を普及するため、公共施設や公営住宅の建設にあたっては、断熱構造化や自然エネルギーの利用など、省エネルギー設計にするとともに、環境に配慮した原材料・機器の使用に努めます。
- ・民間住宅等の建築にあたっては、省エネルギー設計、環境に配慮した原材料・機器の使用に関し、普及啓発に努めます。
- ・多様な緑化や適切な通風・採光等に配慮した環境共生型住宅\*の促進について、調査研究やモデル事業の実施を検討します。

### ○環境に配慮した産業活動・事業活動の推進

- ・産業活動・事業活動の環境負荷を低減するため、エコオフィス\*指針に基づき、行政自ら環境に配慮した活動を率先実行するとともに、事業者の自主的な環境管理を促進し、ISO 14000シリーズ\*をはじめとする環境管理システムや環境監査等の普及啓発、情報提供などを進めます。
- ・エコショップ\*活動など、事業者の自主的な取り組みに対して、情報提供や技術支援などの支援方策を検討します。

## 第4節

## 快適環境の保全・創造と安全で健康な環境づくり

## 《方向性》

公共事業や民間開発における環境配慮の推進、美しい都市景観の創造や歴史環境の保全を図るとともに、環境衛生の充実に取り組みます。

安心して暮らすことのできる生活環境の保全を図るため、上下水道の充実や公害の防止に努めるとともに、有害化学物質対策などを進めます。

## 《主な課題》

人々の価値観は、これまでの経済的な豊かさから、ゆとりやうるおいを重視する方向へと変わってきており、住環境についても快適さや美しさなどのアメニティ性が求められるようになってきています。

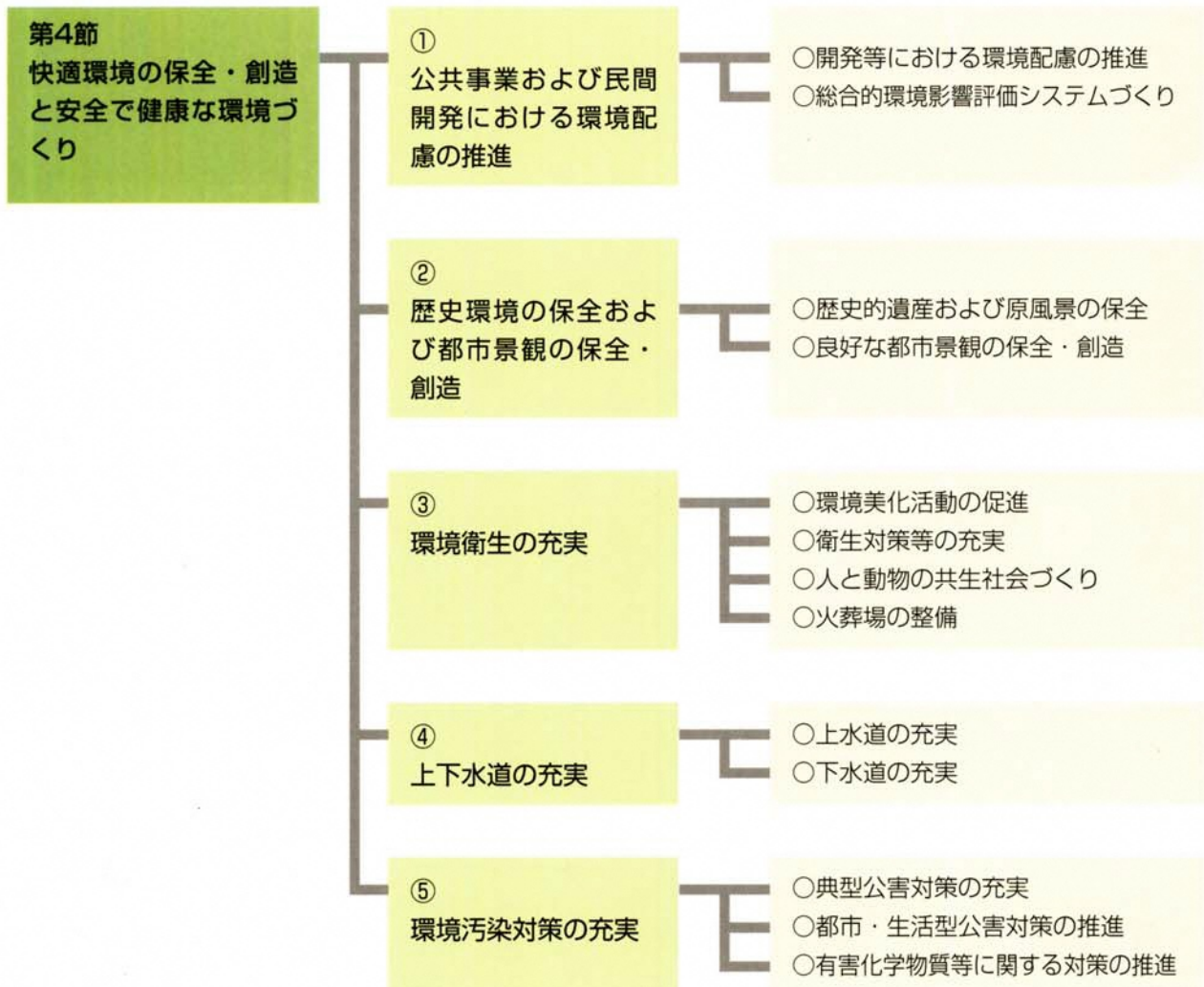
豊中市は住宅都市として発展してきた歴史を持ち、これまで各地域で景観等に配慮したまちづくりが進められてきましたが、市民の定住意向が高まるなか、住環境に対する市民のニーズも多様化・複雑化しています。今後はさらにきめ細かい、地域個性を活かした快適環境づくりを進めていくことが必要です。

豊中市では、大気汚染、水質汚濁などの典型公害については、各々の法律等による発生源に対する規制の強化により、これまで一定の成果をあげてきました。しかし、都心部での自動車による大気汚染や騒音のほか、生活騒音などの都市・生活型公害も依然として見られます。また、ダイオキシン類を含む環境ホルモン\*をはじめとする新たな有害化学物質などに対する市民の不安も高まっています。

こうしたなか、安全で健康な生活環境を確保するため、公害防止を一層進めるとともに、上下水道基盤の充実や有害化学物質対策を進めることが必要です。



## 《施策体系》



## 《この節で使われている用語の説明》

**環境ホルモン**

正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」と呼ばれる。生命体の外から進入して「ホルモン」のような働きをし、本来のホルモン分泌の作用を乱してしまう。そのため体に致命的な異変がおきてくることが指摘されている。

**配水のブロック化**

配水管網を幾つかのブロックに分けること。地震などが発生した際に、水道管の被害地域を最小限にし、ブロック単位の素早い復旧を可能にするしくみである。

**増補管**

雨水の配水処理の対応力を高めるため、従来の管渠能力を補う第二の管渠として敷設する管のこと。

**雨水調整池**

アスファルトやコンクリートに覆われたところの多いまちでは、降った雨はしみこむ場所を失うため、浸水対策として、交通広場、公園予定地地下に建設される。それによって雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させ、集中的に雨水が流出することを防ぐ。

**浸透施設**

浸透施設とは、敷地内に降った雨水を集めて地下に浸透させる施設で、水路や河川の負担を軽減する役目を果たす。また、開発等で地表を覆うことにより起こる地下水・湧き水の枯渇を防止するなど、水環境を守る効果もある。

**合流式下水道**

汚水と雨水を同じ管で流す下水道の方式。



## ①公共事業および民間開発における環境配慮の推進

### ○開発等における環境配慮の推進

- ・公共事業や民間開発においては、環境配慮指針に基づいた開発指導や地域特性を考慮した適正な環境配慮を進めます。

### ○総合的環境影響評価システムづくり

- ・環境に著しい影響を与えるおそれのある事業について、計画・構想の段階から環境への影響を調査し、環境と調和のとれた開発とするしくみについて検討します。
- ・行政計画を含む市の政策全体の環境配慮のあり方についても検討します。

## ②歴史環境の保全および都市景観の保全・創造

### ○歴史的遺産および原風景の保全

- ・市内の歴史的遺産や歴史的景観などの原風景を保全するため、歴史的価値の高いものについて文化財指定の検討や、埋蔵文化財について開発等における十分な事前調査を実施するなど、その役割や価値をふまえた保全に努めます。
- ・市民が歴史に親しめる環境づくりを進めるため、歴史的遺産・文化財や歴史的まちなみのPRなど啓発を進めるとともに、歴史に親しめる機会の創出、情報提供等に努めます。また、歴史的まちなみなどについて周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域の歴史資源・景観資源としてまちづくりへの活用を促進します。

### ○良好な都市景観の保全・創造

- ・个性的でうるおいある景観を保全・創造するため、「都市景観形成基本計画」などにに基づき、賑わいのある中心市街地やゆとりある住宅地景観など、地域の特色ある景観づくりを進めます。

## ③環境衛生の充実

### ○環境美化活動の促進

- ・美しくうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、これらの活動に対して支援します。また、ごみのポイ捨て防止やペットのふんの持ち帰りなどの啓発を進めます。

### ○衛生対策等の充実

- ・病原菌等を媒介するハエ・蚊、ねずみなどの駆除に努め、衛生環境の向上を図るとともに、水路や道路側溝、空き地など、害虫等の発生のおそれのある場所について、衛生管理の充実に努めます。
- ・受水槽などの衛生管理の充実に努めるとともに、住宅の気密化などにより発生しやすくなっており、アレルギー等の原因ともなるダニやカビの防止を啓発するなど、住宅の衛生対策を促進します。

### ○人と動物の共生社会づくり

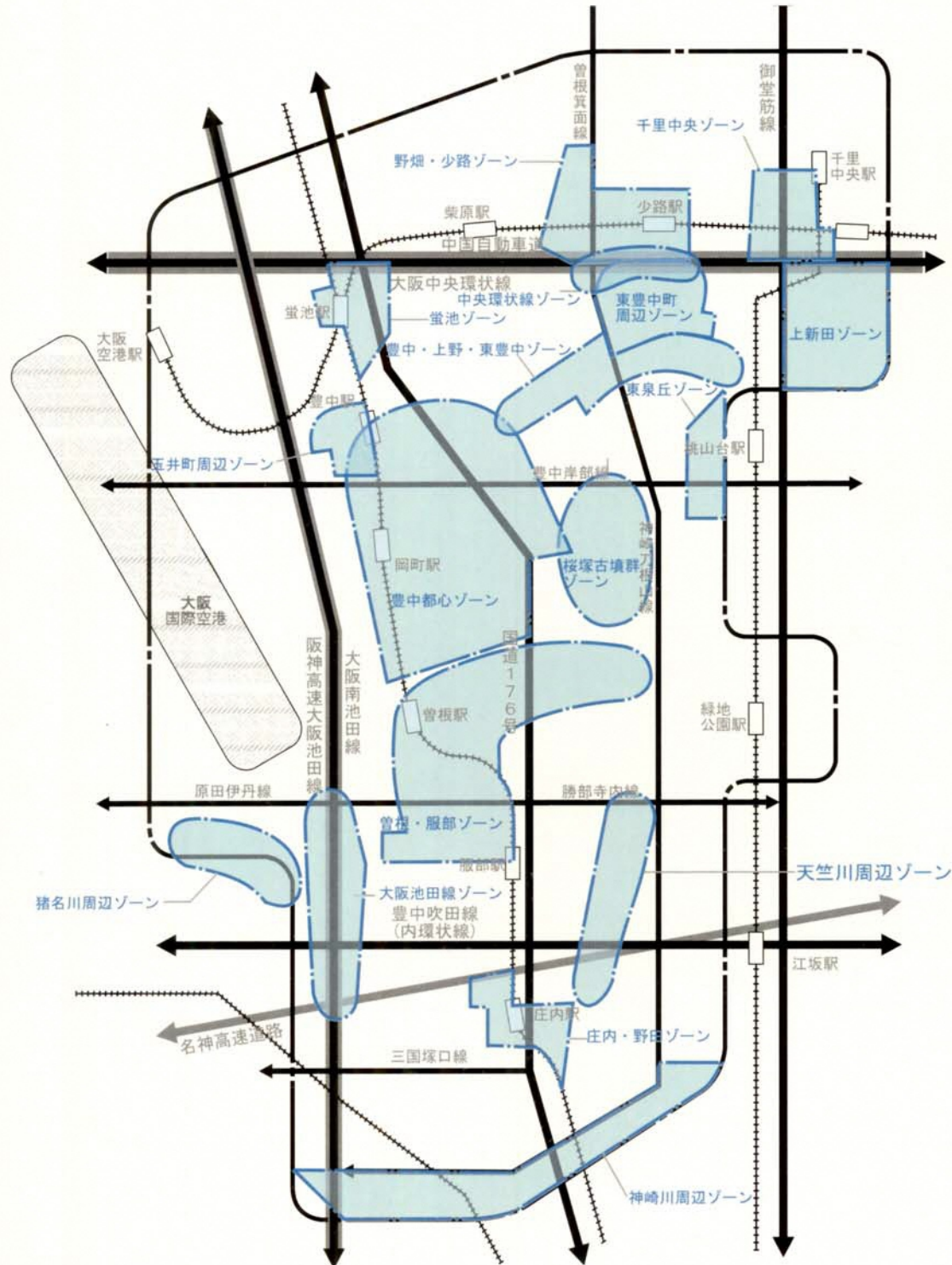
- ・動物の飼い主の義務と責任についての啓発に努めるとともに、動物を愛し育てる思いやりの気持ちを高め、人と動物が共生する社会の実現に向けた方策についての検討に努めます。また、飼い犬登録、狂犬病予防注射の促進に努めます。

### ○火葬場の整備

- ・火葬件数の増加に対応するため、市民の利用しやすい施設の整備に向けて長期的な展望に立った検討に努めます。



都市景観形成の方針（「豊中市都市計画マスタープラン」より）





## ④ 上下水道の充実

### ○上水道の充実

- ・ 非常災害時でも公平に一定の供給ができるよう、配水のブロック化<sup>\*</sup>、水道施設の耐震性の向上を進め、上水の安定供給を図ります。
- ・ 各種水道情報の一元管理による業務の効率化・迅速化および的確な給水サービスの向上を図るため、水道情報システムを構築します。
- ・ 小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進等に対応するため、高層階への直接給水の導入を検討し、良質な水道水の確保に努めます。

### ○下水道の充実

- ・ 安全で安心できるまちづくりのため、雨水基本計画に基づき、増補管<sup>\*</sup>の整備、雨水調整池<sup>\*</sup>・浸透施設<sup>\*</sup>等の流出抑制策も含めた総合的な下水道雨水対策施設の整備を進めます。
- ・ 庄内下水処理場の汚泥処理施設について、広域的处理施設への集約化を図ります。
- ・ 下水道マッピングシステムを導入し、下水道の維持管理を迅速で効率的に行うことにより、市民サービスの向上を図るとともに、災害時の有効なサブシステムとしても活用できるよう検討します。
- ・ 河川や大阪湾等の閉鎖性水域における水質保全を図るため、下水道処理施設更新に合わせて高度処理施設に改築するとともに、合流式下水道<sup>\*</sup>を改善し、清らかな水環境の創出をめざします。
- ・ 下水高度処理水を、晴天時の水量が低下している河川や水路等に還元し、生態系の保全と水循環を図るとともに、非常災害時の緊急時用水として活用します。

## ⑤ 環境汚染対策の充実

### ○典型公害対策の充実

- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法などに基づく規制基準の遵守の指導を徹底するとともに、必要に応じて立入検査、指導などを実施します。また、公害防止施設や低公害設備の導入などの指導に努めます。
- ・ 大気汚染、水質汚濁等の常時監視を継続的に行うとともに、環境監視・測定体制の充実や各部

局間観測網のネットワーク化などについて検討します。

### ○都市・生活型公害対策の推進

- ・ 航空機騒音にかかわる環境基準の達成など、航空機公害対策の充実・強化を図るとともに、空港周辺整備を継続的に進めます。
- ・ 幹線道路沿道における交通公害の改善を図るため、騒音や排気ガス等について、対策の充実・強化を働きかけるとともに、ドライバーへの啓発や低公害車の普及・導入の促進、道路網整備や公共交通網の利便性向上などに努めます。
- ・ 光化学スモッグ、熱汚染、光害、風害などの対策、電磁波による健康影響などについては、実態調査や情報の収集に努め、必要な対策の検討を行います。

### ○有害化学物質等に関する対策の推進

- ・ ベンゼン、ダイオキシン類など、有害物質に指定されている物質については、その監視体制の充実にも努めるとともに、規制基準遵守の指導など発生源対策を進めます。
- ・ 環境ホルモン<sup>\*</sup>など、新たにその有害性が問題になっている化学物質等については、その問題点や発生のメカニズム、それらに関する研究の状況など、最新の情報を収集・整備するとともに、市民への正しい知識の普及を進めます。



# 計画推進の基本姿勢

## 協働とパートナーシップに基づくまちづくりの推進

- 総合計画の基本構想で掲げた基本理念に基づき、豊中の将来像を実現するためには、行政はより一層の市民参加・参画を進めるとともに、地方分権型社会の創造に向けて取り組むことが、また、市民はまちづくりの主体として、それぞれの個性を活かし、互いを尊重しながら、自主的・積極的にまちづくり活動に参画することが必要です。
- さらに、市民・事業者・行政・NPOなど地域を構成する各主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで相互に協力・連携しながら地域の課題を解決する必要があります。

## 効率的・総合的な行財政運営の推進

- 地方分権が進むなか、市民にとって最も身近な地方自治体には、これまで以上に自立性や独自性が求められています。基本構想で示した将来像を実現するためには、財政の危機的状況を直視し、健全な財政基盤を確立するとともに、新たな時代に対応した行財政システムの再構築に取り組まなければなりません。
- また、分野別計画や国・府等の計画との整合や連携を図るとともに、庁内の関係部局や関係行政機関との連携・協力など、総合的な推進体制の強化を図る必要があります。さらに、必要に応じて計画を見直したり計画の進捗状況を評価するなど、弾力的な運用や進行管理が必要です。

以上の認識に立ち、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」と「効率的・総合的な行財政運営」を、前期基本計画を進めるにあたっての基本姿勢として位置づけ、将来像の実現に向けた施策展開を図ります。

## 1

# 協働とパートナーシップに基づく まちづくりの推進

## 《取り組みの方向》

- 市民・事業者・行政・NPO\*等は、それぞれが担う役割や責務に応じて協働とパートナーシップ\*によるまちづくりを進めます。
- 地域における協働型事業について、市民参加・参画を進めます。
- 市民の自主的・主体的なまちづくり活動を尊重するとともに、協働とパートナーシップの前提である情報の共有化や連携・ネットワークのシステムづくりに努めます。

### 《この章で使われている用語の説明》

#### NPO

「非営利組織(Non-Profit Organization)」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。これらを支援する「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年(1998年)3月に制定されている。

#### パートナーシップ

まちづくりなどの事業において、市民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係。

#### ワークショップ

目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、まちづくりや施設建設の計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創造活動。

#### コーディネーター

ワークショップなどの市民参加の場で、参加者間の意見調整や全体のとりまとめを行う役割の人。

#### コミュニティリーダー

まちづくり、防災、環境保全をはじめとする地域の活動に携わり、コミュニティの再生や発展に重要な役割を担う人。

#### ファシリテーター

住民参加のワークショップなどで、住民と住民、あるいは住民と行政・専門家の間に立って、双方向のコミュニケーションが図れるように手助けをする役割の人。



## 1 市政への市民参加・参画の促進

市民ニーズが多様化、重層化するなか、これまでのように行政主導で施策を立案、推進していくということに限界が見えてきており、これからは市民と行政の関係を見直すとともに、市政へのさまざまな形態による市民の主体的な参加・参画が求められるようになってきています。

豊中市においては、行政情報の提供や各種審議会等への市民参加の促進などを通じて、市政への参加・参画のための条件整備を行っているところですが、今後、社会的身分、人種、民族、性別、障害の有無などにかかわらず、より多くの市民が

実質的に参画できるようにするとともに、市民と行政が対等の立場で共通の課題に取り組むための情報の共有化、行政の取り組みをわかりやすく市民に伝えるためのしくみづくりなどを進めていくことが必要です。

そのため、みんなでつくるまちづくりの実現をめざして、行政情報などまちづくりを考えるうえで必要な情報の提供や、新たな市民参加・参画のしくみづくりを進めます。

### ①行政情報の提供・公開の推進

#### ○広報・広聴機能の充実

- ・ 広報誌などの印刷媒体をはじめ、ケーブルテレビやインターネットなど多様な媒体を効果的に活用し、広報・広聴機能の一層の充実を図ります。
- ・ 市民ニーズを的確に把握し、市民意識や要望を市政に反映していくため、市民意見の聴取や地域との対話、モニター制度の充実などを図ります。

#### ○情報公開の推進

- ・ 行政の説明責任(アカウンタビリティ)の一層の向上を図るため、公文書の開示に関する条例に基づき、行政各分野における公文書等の開示を進めます。
- ・ 市政情報コーナーの一層の充実を図るとともに、インターネットなど多様な媒体を活用し、情報入手の利便性向上に努めます。なお、情報機器等の導入にあたっては、高齢者や障害者などに配慮し、わかりやすく、使いやすいシステムの構築を進めます。
- ・ 情報公開にあたっては、公開文書の書式の統一や、文書のわかりやすい表現に心がけるなど、情報が市民に理解しやすいものとなるよう配慮します。
- ・ 政策決定過程などの情報を公開するため、各種

審議会の一般公開や会議記録の公開などを引き続き進めます。

- ・ 個人のプライバシーにかかわる行政情報に関しては、個人情報保護条例に基づき、十分な個人情報の保護に努めます。

### ②新たな市民参加・参画の推進

#### ○政策の各過程における新たな市民参加・参画手法の開発

- ・ 市政への市民参加・参画を一層進めるため、計画の策定過程において、ワークショップ\*や市民会議の設置など行政課題にふさわしい新たな市民参加・参画手法を充実・開発するとともに、政策の執行過程や評価過程においても市民の意見が反映されるしくみづくりを検討します。

#### ○多様な市民参加・参画の促進

- ・ 社会的身分、人種、民族、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざまな立場の人が市政に積極的に参加・参画できるよう、多様な参加・参画のしくみづくりを進めます。

#### ○コーディネーター等の人材育成と活用

- ・ 市民参加を進めるための合意形成の場におけるコーディネーター\*などの人材育成や活用を進めます。



## 2 市民やNPO等の自主的な公益活動の支援・促進

阪神・淡路大震災を契機に、地域コミュニティの重要性やボランティアの存在がクローズアップされ、公益活動や相互扶助への自主的・自発的な取り組み機運が高まっています。こうしたなか、平成10年(1998年)には、特定非営利活動促進法(通称NPO法)が成立し、全国規模で、福祉や環境などさまざまな分野において、NPO\*(民間非営利組織)などの新たな主体による活動が活発化しています。

豊中市では平成4年(1992年)に「豊中市まちづくり条例」を制定し、地域での市民の主体的な活動

を支援してきました。今後は、これらのノウハウを活用しつつ、情報や活動の場の提供、人材育成の支援等を通じて、ボランティアやNPO、地域コミュニティの活動など、市民の多様な社会参加ができるよう、環境整備に努める必要があります。

そのため、ボランティア活動やNPO活動の主体性や自主性を尊重しながら、支援の充実や交流の促進に取り組みます。また、地域コミュニティの再生に向けた取り組みを進めます。

### ① ボランティア活動への支援

- ・ボランティア活動をしたい人やボランティアを求める人のために、さまざまな分野にわたって行われているボランティア情報の収集・提供を進め、相談体制の整備に努めます。また活動を担うリーダーやコーディネーター\*等の人材の育成を図るなど、ボランティア活動への支援を充実します。

### ② NPOをはじめとする公益市民組織への支援

- ・NPO\*をはじめとする公益市民組織に対する活動の場の提供や情報提供等を通じて、初動期の支援を進めます。

### ③ 地域コミュニティの再生に向けた活動の促進

- ・市民の地域における活動の気運を高めるため、積極的に情報提供を行うとともに、地域で活動する人々のリーダーとなるコミュニティリーダー\*の育成に努めます。
- ・既存の地域活動の組織である自治会とのよりよい連携について検討するとともに、引き続き側面的な支援を図ります。
- ・自治会などの地縁組織と、子育てや環境などのテーマで結びついた市民組織との連携やネットワーク化を促進します。そのためのしくみづくりを検討します。
- ・市民が主体となったコミュニティ単位の計画づくりなどを促進するための総合的な方策を検討するとともに、情報提供などの支援を行います。



### 3 多様な活動主体の協働によるまちづくり

社会経済環境が大きく変化し、人々のライフスタイルが多様化するなかで、さまざまな地域課題に対応し、きめ細かな施策の舵取りを進めていくためには、従来のような行政主導では十分な成果をあげることが難しくなっており、市民・事業者・行政・NPO\*などのさまざまな活動主体の協働が必要不可欠になってきています。

豊中市では、とよなか市民環境会議をはじめとして、市民・事業者・行政・NPOなどの協働体制が構築されつつあります。今後はこれらの活動を一層促進するため、目的の共有化、協働のためのルールづくり、役割分担の明確化などを図るとともに、

情報連携や組織・人材育成、活動拠点の整備などを進め、NPOなど新たな活動主体も含めた市民・事業者・行政の間の相互理解、パートナーシップ\*の強化、協働型事業の具体的展開を進めていくことが必要です。

そのため、市民・事業者・行政・NPOなど、社会活動を担うさまざまな主体がまちづくりにおいて協働し、地域課題の解決などへ向けた取り組みを進めていくうえで必要な基盤となる人材育成、活動の場や情報の提供などの支援を進めるとともに、地域における協働型事業の展開等を図ります。

#### ①市民・事業者・行政・NPO等の パートナーシップの構築

- ・異なる主体がパートナーシップ\*を築いていくために、主体間の協働を促進するファシリテーター\*やコーディネーター\*等が必要になります。そこで、こうした人材の育成や確保を進めるとともに、協働型事業等における活用を進めます。
- ・パートナーシップを構築・維持していくために必要な活動の場や機材の提供などの支援を行うとともに情報の収集・整理・共有・発信を進め、情報の交流とネットワーク化を進めます。

#### ②市民・事業者・行政・NPO等の 協働型事業の展開

- ・高齢化や国際化など社会環境変化に対応した具体的な事業展開をめざし、市民・事業者・行政・NPO\*などが協働で事業を進めるための組織や共同運営のあり方などについて検討を進めます。

## 2

## 効率的・総合的な行財政運営の推進

## 《取り組みの方向》

- まちづくりを牽引する先導的な役割を果たすため、リーディングプランを基本計画に位置づけ、総合的に進めます。
- 総合計画を補完し具体化するものとして分野別計画を位置づけ、相互に緊密に連携しながら、施策展開を図ります。
- 各施策の目標、位置づけの明確化を図るとともに、進行管理と評価のしくみを取り入れて実施計画を策定し、施策の計画的な推進に努めます。
- 地方分権時代にふさわしい行財政システムを築くため、行財政改革を進めます。
- 周辺市などとの連携を強め、効率的・効果的な施策・事業の展開につながるよう広域行政を進めます。

## 《この章で使われている用語の説明》

## 行政の文化化

これまでの行政にありがちな慣例偏重、縦割主義などを市民の感覚で問い直し、職員一人ひとりの意識改革をとおして行政の自己改革をめざす取り組み。

## サンセット方式

太陽が沈むことを意味するサンセットにちなんで、事務事業の終了年度をあらかじめ設定し、終了時点で事業を評価して、廃止か継続かを定めるしくみ。

## イントラネット

インターネットの技術を利用して構築される、企業内、官公庁内情報通信網。

## 法務能力

条例・規則等の制定や、既存の法令の規定についての地方自治の本旨に基づく運用や解釈などを行う能力。地方分権の進展にともない、自治体では条例を制定し、行政課題に対応する事例が増大することが予測されるなか、法制執行担当職員に限らず、すべての自治体職員にこの能力が求められている。

## PFI

Private Finance Initiative の略。従来公共部門によって行われてきた社会資本の整備・運営の分野に、民間事業者の資金、経営ノウハウ等を導入し、民間主導で効率的・効果的な社会資本の整備等を行うとする手法のこと。1990年代初めにイギリスで考案された。

## 経常収支比率

経常一般財源(収入)と経常経費充当経常一般財源との割合。財政構造の弾力性を示すもので、一般にこの比率が高いほどその自治体の財政状況は悪い。

## 特別会計

国民健康保険や下水道事業などのように特定の事業を行うものについて、一般会計の歳入、歳出と切り離して経理しているもの。

## 一部事務組合

二つ以上の普通地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、協議によって規約を定め、都道府県知事の許可を得て設立する組合。

## NPO

「非営利組織 (Non-Profit Organization)」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。これらを支援する「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年(1998年)3月に制定されている。

## 広域連合

廃棄物処理や地域振興など、市町村の区域を越える広域行政需要に対応するための特別地方公共団体。



## 1 行政改革の推進

地方分権型社会への転換が進んでいます。地域に密着した地方自治体においては、その権限と責任が拡大するなか、限られた財源・人材を最大限に活かした効率的・総合的な行財政運営が求められています。

豊中市においては、新たな時代に向けた行財政活性化への指針として、平成8年(1996年)に設置した「豊中市行財政活性化市民懇話会」の提言に基づき、平成10年(1998年)に「豊中市行財政改革大綱」を策定しました。多様化・高度化する行政需要に対応し、地方分権時代にふさわしい自律的な行政

システムを構築するため、この大綱に基づき、計画的で合理的な施策・事業の推進、組織・機構の活性化、職員の意識改革や能力向上などに取り組んでいくことが必要です。

そのため、多様化・高度化する行政需要に的確に対応した組織づくりや人材育成を進めるとともに、行政の文化化\*に積極的に取り組むなど、地方分権時代にふさわしい計画的で効率的・総合的な行政運営をめざします。

### ①計画行政の推進

#### ○施策の総合的推進

- ・総合的な視点から行政各分野における施策展開を図るため、分野別計画の基本的な方向や重点施策を総合計画に位置づけ、施策の体系化を図るとともに、施策展開の先導的役割を担うリーディングプランを計画的に進めます。

#### ○計画の進行管理・評価のしくみづくり

- ・事務事業評価と連動する形で総合計画の実施計画を策定し、総合計画の適切な進行管理を図ります。
- ・総合計画の実施状況や成果の評価、新たな政策の必要性や有効性等の評価を適切に行うために、事務事業・施策・政策を総合的に評価・分析するための手法の開発や指標づくりを進めます。また、評価にあたっては、市民の意見が反映されるしくみを検討します。

#### ○事務事業の再構築

- ・新たな事業を実施するうえで、その効果を高め、適切な推進を図っていくため、新事業の実施においては、既存の事務事業との整合性の検討や、事業の緊急性、費用対効果などの観点に基づく事業の選択を行うとともに、必要なものについてはサンセット方式\*等を検討します。

- ・現在行っている事務事業についても、その適切な推進を図っていくため、時代の変化や事業効果、市民満足度などの観点に基づく見直しを図ります。特に長期にわたり継続している事業については重点的に見直します。

### ②行政情報システムの構築と事務効率の向上

#### ○行政情報システムの構築

- ・事務の迅速性・正確性・効率性を高めるため、イントラネット\*を活用した庁内情報システムを構築し、報告や情報連絡、情報交換、記録作成、認証や決裁などの事務のシステム化を進めます。
- ・豊かな市民生活の支援や地域の活性化へ向けた情報技術の活用を図るため、生涯学習や福祉・保健・医療、まちづくり、環境など各分野において必要となるデータベースの構築や各種情報システムの整備を計画的に進めます。

#### ○窓口機能の再構築

- ・申請手続の簡素化や事務処理時間の短縮など窓口サービスの向上を図るため、1か所で複数の事務手続ができるワンストップサービスを主体とした窓口業務の情報化の推進や、各種窓口での案内・相談業務の相互連携などとおし窓口機能全体の再構築を図ります。



## ○事務効率の向上

- ・事務執行面において、その効率性の向上を図るため、各業務における事務効率の分析、効率化のための要因の検討などを行うとともに、それらの分析に基づく業務の集中化、業務のマニュアル化、会議の見直しなどを進めます。

## ③人材の育成と行政組織の活性化

## ○分権型社会を担う自律した職員の育成に向けた研修の充実

- ・地方分権時代を担うことのできる知識や能力を備えた、自律した職員を育成するため、政策形成能力や法務能力\*、また、専門的な知識や技能など、職員の多様な能力の開発に向けた職員研修を充実します。

## ○人材育成の視点に立った人事施策の推進

- ・職員が目標を持って仕事を行い、自己実現を図ることができるとともに、研修などを通じて向上した職員の能力を適切に活用していくため、研修制度と人事制度の連携等について検討するなど、職員の能力・業績が客観的に評価・反映されるような人事施策を進めます。

## ○活力ある職場づくり

- ・職員一人ひとりがやる気と働きがいを持つことができ、いきいきと働き、育つことのできる職場環境をつくっていくため、職員が職場内の情報を共有できるしくみづくりや、コミュニケーションが自由に図れる風通しのよい雰囲気づくり、所属長のリーダーシップのもと、職員が相互に研鑽できるしくみづくりなどに取り組みます。

## ○柔軟性のある組織づくり

- ・新たな行政課題に柔軟に対応できるとともに、市民にわかりやすい業務体制としていくため、組織・機構の見直しや、特定の行政課題に対するプロジェクト組織の活用などを進めます。

## ④透明で公正な行政の推進

- ・市民から信頼される、透明性の高い、公正な行政運営を進めるため、行政手続条例に基づく行政執行の適正性・公正性の確保、監査機能や苦情処理制度の一層の充実などを図ります。

## ⑤外部活力の導入

- ・豊中市の事務事業について、民間の参入により地域経済の活性化に寄与するものや、民間などの技術、専門性、競争原理が活かせる分野については、行政責任を明確にしながら、積極的に外部活力の導入を図るとともに、PFI\*などの新たな事業手法についても検討を進めます。
- ・市民に密着したサービスで、自治意識の高揚や地域の活性化などにつながる事業についても、積極的に市民団体などに委ねます。

## ⑥行政資源の有効活用

## ○外郭団体の活性化

- ・外郭団体が自主性・主体性を持って積極的な事業展開や効率的な事業執行が図られるよう、団体への補助金のあり方や、団体職員の意欲や資質の向上を図るための制度の検討を行います。

## ○市有財産等の有効活用

- ・公共施設を有効に利用するために、施設の設置目的、利用実態や地域ニーズなどを考慮しながら、施設の統廃合、複合化、機能転換などを進めます。特に、児童数の減少にともなう余裕教室や低利用の施設については、地域ニーズに応じた活用を図ります。
- ・未利用の市有地等についてもその有効活用を図ります。



## 2 財政基盤の確立

豊中市の財政状況は、歳入の根幹をなす市税収入がバブル経済の崩壊や近年の人口減少傾向から伸び悩んでいる一方、高齢化の進展や震災対策などにより歳出は増大しており、また経常収支比率<sup>\*</sup>も100%を越え、硬直化が進んでいます。

地方分権が進むなか、財政基盤は自立的な行政運営の要であり、歳入歳出構造の健全化、財政の立て直しが緊急の課題となっています。計画的な

財政運営、公営企業の健全経営などを通じて、財政改革に取り組む必要があります。

そのため、健全な財政基盤の確立をめざし、財政改革の推進により、歳入・歳出構造の改善など財政基盤の充実、公営企業の健全経営等に取り組めます。

### ①財政運営の計画化

- 今日の硬直化している財政を健全化するため、中長期的な見通しに立った計画的な財政運営を進めるなかで、歳入を増やすための施策の展開や歳出の削減を図るなど、財政構造の改善に努めます。

### ②財源の確保

#### ○歳入の確保

- 税収増加の観点からも、地域経済の振興を図るとともに、都市の再整備など、住みやすく魅力あるまちづくりに向けた施策を積極的に進めます。
- 市税や国民健康保険料などの収入を確保するため、課税客体の適正な把握に努めるとともに、収納率を向上するための有効な対策を進め、負担の公平化を図ります。
- 使用料・手数料などの適正化を図るため、受益者負担の観点から適正な使用料・手数料を検討するとともに、既存の事務事業についても、事業効果を勘案しながら市民負担のあり方を検討します。
- 地方分権時代に対応した自主的・自立的な自治体運営を行うため、地方交付税制度の改革など、権限の委譲に見合った税財源の移譲を国・府に要望するとともに、自主財源の確保に向けた取り組みを進めます。

#### ○歳出の見直し

- 経常経費の節減を図るため、職員数や給与の適

正化を通じた人件費の抑制に努めます。また、旅費や委託料などの物件費についても効率的な執行に努め、さらに、補助金などについても、公益性や事業効果面からの見直しを行い、時代の変化によりすでに事業目的を達したもののや事業効果が低いものについては廃止、内容の見直しなどを図ります。

- 投資的経費の節減を図るため、事業の必要性、優先度について常に検討を行い、事業の実施にあたっては、建設単価の見直し、工事発注の効率化などを進めます。

### ③公営企業・特別会計などの健全化

- 公営企業(病院、水道事業)において、安易に一般会計に依存することのない健全な経営を進めていくために、経済性を発揮しながら公共の福祉を増進させるという公営企業経営の基本原則に基づき、管理経費などの削減、利用者負担の適正化など一層の経営努力を行い、独立採算の確保を基本とした経営の健全化を図ります。
- 下水道事業などの特別会計<sup>\*</sup>においても、公営企業に準じて健全化に努めるとともに、当初の設置目的を達した特別会計については廃止を含めた検討を行います。
- 一部事務組合<sup>\*</sup>についても、市に準じ、簡素で効率的な事業運営を進めるため、健全化計画の策定などを進めます。



### 3 広域的な行政の展開

市民の生活や活動圏域は市域を越えて広がっています。一方、地方分権の流れのなか、基礎自治体としての市の役割はますます重要になりつつありますが、市民の活動圏域の広域化、ニーズの多様化にともない、自治体の広域連携の重要性が高まっています。

豊中市においては、こうした環境の変化に対応するため、周辺自治体と各種の協議会等を設置し、分野別に広域連携と交流を進めていますが、今後

はさらに、自治体間の情報の共有化や、相互の市民も含めた情報共有の環境づくり、連携を検討する場や交流機会の創出などの体制づくりを進めていく必要があります。

そのため、市民の広域的なニーズや市域を越えた行政課題への対応を図るため、隣接自治体などとの共同事業の展開を図り、広域連携を進めます。

#### ①広域的共同事業の推進

- ・広域的なサービスの提供による住民の利便性向上を図るため、周辺自治体と連携し、図書館やスポーツ施設などの公共施設の相互利用を進めます。
- ・文化ホールや大規模スポーツ施設などの集客施設、情報通信基盤など、市域を越えた広域的な活用が見込まれる施設等の効率的な整備を進めるため、周辺自治体と連携し、共同利用を前提にした広域施設の機能分担を検討するなど、共同設置に向けた取り組みを進めます。
- ・災害対策や高度医療など、単独自治体ですべてを充足することが困難な都市機能を適切に整備するため、周辺自治体と連携し、相互補完の体制を築きます。
- ・市域にかかわらず広域的に人を集める文化やスポーツのイベントなど、共同で実施した方が大規模で特色あるものにできると考えられるものについては、共同による企画・実施を進めます。

#### ②広域行政推進体制の整備

- ・自治体間の連携・交流を活性化するために、行政各分野における連絡会議や連絡協議会などの活動を進め、広域で共通の課題を検討するための場を充実するとともに、広域的な情報通信システムの整備などを通じて、行政各分野における情報交換体制の充実を図ります。また、共同研修の実施など、職員交流の機会の充実に努めます。
- ・都市間の市民相互が交流し、広域的な情報を共有できる環境を整備するため、インターネットなどを活用した情報提供の充実、広域的な活動を行っている市民団体、NPO\*などへの支援に努めます。
- ・広域連携を進めるため、広域連合\*、一部事務組合\*、民間活用など、広域連携のさまざまな方策について検討します。



## 総合計画を各分野で補完・具体化する分野別計画（中長期計画）

- 分野別計画は総合計画を各分野において補完し、具体化していくものと位置づけます。  
 ○分野別計画は、特定の行政課題に柔軟に対応するため、総合計画との緊密な連携を図りながら推進します。

第1章 人と文化を育む創造性  
あふれるまちをめざして

## 〈主な分野別計画〉

- ・人権啓発基本方針
- ・同和行政基本方針
- ・同和行政推進プラン
- ・同和対策事業長期計画
- ・識字推進基本方針
- ・女性政策基本方針
- ・国際化施策推進基本方針
- ・文化振興ビジョン
- ・生涯学習推進プラン
- ・同和教育基本方針
- ・障害児教育基本方針
- ・在日外国人教育基本方針

第3章 活力あふれる個性的・自律的な  
まちをめざして

## 〈主な分野別計画〉

- ・都市計画マスタープラン
- ・住宅供給計画
- ・豊中都心ゾーン形成のための基本方向
- ・新・庄内地域住環境整備計画
- ・豊南町地区整備計画
- ・公共交通網整備基本計画
- ・産業振興ビジョン
- ・ゆとり創造指針

第2章 安心してすこやかな  
生活のできるまちをめざして

## 〈主な分野別計画〉

- ・地域防災計画
- ・駐車対策に関する基本指針
- ・長寿社会対策基本指針
- ・高齢者保健福祉計画
- ・介護保険事業計画
- ・第二次保健計画
- ・障害児保育基本方針
- ・同和保育基本方針
- ・子ども総合計画
- ・第二次障害者長期計画
- ・地域高齢者住宅計画

第4章 環境と調和し共生する  
まちをめざして

## 〈主な分野別計画〉

- ・環境基本計画
- ・環境管理基本方針（環境配慮指針含む）
- ・みどりの基本計画
- ・ごみ減量計画
- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・豊中市伊丹市クリーンランド一般廃棄物処理基本計画
- ・都市景観形成基本計画
- ・アーバンデザインマニュアル

## 〈計画推進の基本姿勢〉

## 〔2〕効率的・総合的な行財政運営の推進

## 〈主な分野別計画〉

- ・行財政改革大綱
- ・地域情報化計画
- ・人材育成基本方針



## 主に【施策体系第1章 人と文化を育む創造性あふれるまちをめざして】に関連する分野別計画

| 計画名         | 計画の概要                                                                                                                                                    | 策定年度           | 所管                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------|
| 人権啓発基本方針    | あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るための啓発活動を総合的かつ効果的に推進する。                                                                                                              | 平成3<br>(1991)  | 人権文化部<br>人権啓発課        |
| 同和行政基本方針    | 今後の同和行政に求められる視点や基本的な方向性を大綱的にとりまとめ、明らかにする。                                                                                                                | 平成10<br>(1998) | 人権文化部<br>同和対策室        |
| 同和行政推進プラン   | 「人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進」「人権尊重のまちづくりの推進」を両輪に据え具体的な施策推進のための基本的視点と方策などを示すもの。                                                                                  | 平成12<br>(2000) | 人権文化部<br>同和対策室        |
| 同和対策事業長期計画  | 解放会館、改良住宅、公園・児童遊園、地区道路、上下水道等の生活基盤となる地区施設の整備など、同和地区の環境改善事業について示す。                                                                                         | 昭和45<br>(1970) | 人権文化部<br>同和対策室        |
| 識字推進基本方針    | 識字問題がさまざまな人権問題や生涯学習と深くかかわっていることをふまえ、文字を学ぶ場の確保や指導者の連携を図るほか、行政のあらゆる分野の識字の観点からの具体的な取り組みの方策を示している。                                                           | 平成5<br>(1993)  | 人権文化部<br>文化国際課        |
| 女性政策基本方針    | 女性の地位を向上し、男女共同参画社会を実現するための諸施策を総合的かつ効果的に推進する。                                                                                                             | 平成2<br>(1990)  | 人権文化部<br>女性政策課        |
| 国際化施策推進基本方針 | 「外国人も市民としてだれもが住みよい世界に開かれた地域社会の創造」を基本理念に、今後の国際化施策を総合的・計画的に進めるための基本方向を明らかにする。                                                                              | 平成12<br>(2000) | 人権文化部<br>文化国際課        |
| 文化振興ビジョン    | 市民一人ひとりが文化的存在であることを基本理念とし、市民文化の活性化、都市文化の創造、行政の文化化の推進等、文化行政の総合的な展開を図る。                                                                                    | 平成5<br>(1993)  | 人権文化部<br>文化国際課        |
| 生涯学習推進プラン   | 市民のさまざまな学習・活動ができる空間を確保し、人と人を結び、学習機会を充実するなどの支援を図ることによって、生涯学習のまちづくりを進める。                                                                                   | 平成9<br>(1997)  | 生涯学習部<br>社会教育課        |
| 同和教育基本方針    | 基本姿勢と、学校教育(目標、教育内容、健康、障害児教育、進路保障、推進体制、教育条件)、社会教育(目標、生活課題の認識と解決、推進体制の整備)で構成。                                                                              | 昭和46<br>(1971) | 学校教育部<br>指導課<br>同和教育課 |
| 障害児教育基本方針   | 基本姿勢と、具体施策(市立幼稚園における障害児教育、市立小中学校における障害児教育、養護教育諸学校、後期中等教育・高等教育、教育研究所における障害児教育、教育職員の指導体制の充実、医療および医療研究機関との連携、労働・福祉関係機関との関連、家庭教育における障害児教育、社会教育における障害児教育)で構成。 | 昭和53<br>(1978) | 学校教育部<br>指導課          |
| 在日外国人教育基本方針 | 基本姿勢と、具体施策(学校における教育、教職員の研修、社会教育の充実)で構成。                                                                                                                  | 昭和55<br>(1980) | 学校教育部<br>指導課          |

## 主に【施策体系第2章 安心してすこやかな生活のできるまちをめざして】に関連する分野別計画

| 計画名                   | 計画の概要                                                                                                                       | 策定年度           | 所管                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------|
| 地域防災計画                | 市域にかかる防災に関し、市の処理すべき事務・業務を中心として、防災関係機関等の処理すべき事務・業務、市民が果たすべき役割を含めた総合的かつ基本的な計画。総則・災害予防計画・災害応急対策計画・災害復旧計画で構成。                   | 平成9<br>(1997)  | 政策推進部<br>防災課                   |
| 駐車対策に関する基本指針          | 迷惑駐車への解消をめざして、総合的に取り組むべき施策と方向性を示す。                                                                                          | 平成3<br>(1991)  | 土木部<br>交通対策課                   |
| 長寿社会対策基本指針            | 高齢社会およびその移行過程がもたらす諸問題に対する豊中市の長寿社会対策の関連の施策を体系的に示し、総合的な施策の推進を図る。                                                              | 平成2<br>(1990)  | 福祉保健部<br>高齢福祉課                 |
| 高齢者保健福祉計画<br>介護保険事業計画 | 豊中市における介護保険制度の円滑な実施と、介護サービス等の安定的な供給体制を計画的に推進していくとともに、多様な視点から高齢者などの健康づくりや社会参加等の促進を図る。<br>(高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の調和を図りながら一体的に策定) | 平成11<br>(1999) | 福祉保健部<br>高齢福祉課<br>市民生活部<br>保険室 |
| 第二次保健計画               | 市民が健康で明るく生き生きとした日常生活が送れるよう、健康の保持・増進に努め、保健・医療・福祉の有機的な連携のもとに健康づくりのための多様なサービスの確保と提供をめざす。                                       | 平成5<br>(1993)  | 福祉保健部<br>高齢福祉課                 |
| 障害児保育基本方針             | 保育所の持つ機能を十分に発揮し、障害児の教育と養護の推進とあわせて他の児童の豊かな人間形成をめざす。                                                                          | 昭和49<br>(1974) | 福祉保健部<br>保育課                   |



| 計画名        | 計画の概要                                                                                                                 | 策定年度           | 所管             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 同和保育基本方針   | 心身の発達がきわめて盛んな乳幼児期に、全面発達を保障し、基本的人権を確立することによって、すべての乳幼児が差別を見ぬき、差別を許さず、差別をなくしていく資質を養う。                                    | 昭和60<br>(1985) | 福祉保健部<br>保 育 課 |
| 子ども総合計画    | ～子どもとともに豊かな未来を～<br>子どももおとなも一人ひとりの人権が保障されるなかで、子どもとおとなが互いに協力し支え合いながら、子育て・子育てが実現できる豊かな社会の形成をめざす施策を総合的・計画的に推進するための長期的な指針。 | 平成10<br>(1998) | 福祉保健部<br>児童福祉室 |
| 第二次障害者長期計画 | ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づいて総合性や継続性等障害者のニーズに的確に対応した施策を総合的計画的に推進する。                                                    | 平成9<br>(1997)  | 福祉保健部<br>障害福祉課 |
| 地域高齢者住宅計画  | 高齢社会に対応した住宅ストックの形成と居住環境整備を進め、高齢者が地域に住み続けられる条件を整備するための、住宅対策を中心とした施策の基本的方向を示す。基本目標は「ささえあいまち、いきいき安心の住まいづくり」。             | 平成5<br>(1993)  | 建築都市部<br>住 宅 課 |

主に〔施策体系第3章 活力あふれる個性的・自律的なまちをめざして〕に関連する分野別計画

| 計画名               | 計画の概要                                                                                                                                                             | 策定年度           | 所管                                  |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------|
| 都市計画マスタープラン       | 多様化する市民のニーズと近年の社会経済環境に的確に対応したまちづくりを進めるため、都市計画の目標となる豊中市の望ましい都市像と長期的な都市整備の方針、その実現のための施策を総合的、体系的に示す。                                                                 | 平成11<br>(1999) | 建築都市部<br>都市計画課                      |
| 住宅供給計画            | 公共住宅の供給を中心としたこれまでの住宅施策から、民間の住宅供給や住環境等にまで視点を広げて、良質な住宅ストック形成と居住環境整備を総合的に進め、地域住民の居住の安定・向上を図り、“住まい”を中心とした総合的な施策展開に向けた住宅対策の基本的方向を示す。基本目標は「マルチライフステージを演出する快適居住都市の実現」。   | 平成5<br>(1993)  | 建築都市部<br>住 宅 課                      |
| 豊中都心ゾーン形成のための基本方向 | 新豊中市総合計画では、都市構造の再編を目的に施策大綱の中で位置づけられており、都心ゾーンを豊中市の中心核として再編、強化し復活させることを目標に整備構想を策定し、それらを具体化していくための整備拠点地区を9つ設定している。                                                   | 平成4<br>(1992)  | 政策推進部<br>企画調整室                      |
| 新・庄内地域住環境整備計画     | 庄内地域の住環境整備を図るため、道路・緑道・公園・広場・住宅などの整備方針を定める。                                                                                                                        | 昭和62<br>(1987) | 建築都市部<br>庄内再開発室                     |
| 豊南町地区整備計画         | 豊南町地区の住環境整備を図るため、道路・緑道・公園・広場・住宅などの整備方針を定める。                                                                                                                       | 平成4<br>(1992)  | 建築都市部<br>庄内再開発室                     |
| 公共交通網整備基本計画       | 豊中市の交通体系上の重要整備課題である南・西部地域における公共交通体系の整備と阪急の全線高架化およびバス交通等の集中する豊中駅周辺の道路体系整備について検討した。                                                                                 | 平成2<br>(1990)  | 土 木 部<br>交通対策課                      |
| 産業振興ビジョン          | 快適な都市に新しい産業が育ち、新しい産業が都市の生活者を快適にすることを提言。①「発展の芽」を努めて発見し、積極的に育てあげること、②「産業」と「まちづくり」が相乗的な効果を生み出すこと③産業化の立ち遅れをキャッチアップすること、の考え方に立って、産業づくり・まちづくり＝「豊中のまち・ひと・しごとづくり」を提案している。 | 平成1<br>(1989)  | 市民生活部<br>商工労政課<br>政策推進部<br>まちづくり支援課 |
| ゆとり創造指針           | 「ゆとり社会」の創造のためには、①経済的ゆとり ②時間的ゆとり ③空間的ゆとりの追求を基本として、個人々が自己実現意欲を高めるとともに、そのことを保障するに足る制度・施策・機会の充足策が社会的に取り組まれる必要がある。                                                     | 平成4<br>(1992)  | 市民生活部<br>商工労政課                      |



## 主に【施策体系第4章 環境と調和共生するまちをめざして】に関連する分野別計画

| 計画名                      | 計画の概要                                                                                                                                                                                                                                       | 策定年度                             | 所管                         |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| 環境基本計画                   | 市民に身近な自治体として地球環境時代の新しい役割を担い、豊中市環境基本条例の環境理念の着実な実現へ向けて、環境に関連する広範な施策を市民・事業者とともに総合的・計画的に推進することを目的とする。                                                                                                                                           | 平成10<br>(1998)                   | 生活環境部<br>環境企画課             |
| 環境管理基本方針<br>(環境配慮指針含む)   | 総合的な環境行政を実現していくうえでの「望ましい環境像」とこれを実現していくための基本的な考え方ととるべき施策の方向と事業者等への環境への配慮の指針を示している。環境基本条例（平成7年（1995年）10月制定）において位置づけられている。                                                                                                                     | 平成4<br>(1992)                    | 生活環境部<br>環境企画課             |
| みどりの基本計画                 | 都市のあらゆるみどりを対象に、公園整備や道路緑化といった公共面のみならず、工場、住宅等の緑化や緑の保全を含めた豊中市の将来のみどりのあり方や施策の方向性を示すみどりに関連する総合的計画として位置づける。                                                                                                                                       | 平成10<br>(1998)                   | 土 木 部<br>公園緑地課             |
| ごみ減量計画                   | 「環境に優しいリサイクル都市」への転換をめざして、具体的な「ごみ減量目標」を掲げ、目標達成のため施策の体系的な整理と施策展開のプログラムを作成し、これにそって今後10年間の廃棄物行政を進める。                                                                                                                                            | 平成4<br>(1992)                    | 環境事業部<br>環境事業総務課           |
| 一般廃棄物処理基本計画              | 長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針。ごみの排出の抑制・再資源化およびごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めている。                                                                                                                                         | 平成2<br>(1990)                    | 環境事業部<br>環境事業総務課           |
| 豊中市伊丹市クリーンランド一般廃棄物処理基本計画 | ごみ問題の解決へ向けて豊中市、伊丹市、クリーンランドの三者、または市民・事業者・行政の三者が協働して資源循環型社会を形成する必要性を示すとともに、各主体の責任と役割および行動の基本的な長期的・総合的視点を示す。                                                                                                                                   | 平成9<br>(1997)                    | 豊中市伊丹市<br>クリーンランド<br>総 務 課 |
| 都市景観形成基本計画               | 新豊中市総合計画がめざす「緑豊かな生活文化創造都市」を景観の視点から総合的に推進するため策定。市の景観特性をふまえ、「まもる」「つくる」「そだてる」「いかす」の基本方針に基づき、豊中の都市景観の全体像を示す。                                                                                                                                    | 昭和62<br>(1987)                   | 生活環境部<br>都市デザイン室           |
| アーバンデザインマニュアル            | 都市景観形成に関するデザイン指針。<br>「第1部公共空間編」（平成元年（1989年））<br>…道路・河川などの公共空間を構成する各施設や公共サインを計画設計するための指針。<br>「第2部建築指針編」（平成2年（1990年））<br>…民間建築物、公共建築物の景観形成上の計画設計指針。<br>「第3部屋外造形編」（平成3年（1991年））<br>…彫刻やモニュメント、ゲートや歴史的な価値を持つ造形物などに焦点をあて、その役割や設置に際しての留意点などをまとめた。 | 平成元<br>(1989)<br>} 平成3<br>(1991) | 生活環境部<br>都市デザイン室           |

## 主に【計画推進の基本姿勢 (2) 効率的・総合的な行財政運営の推進】に関連する分野別計画

| 計画名      | 計画の概要                                                                                                                                                | 策定年度           | 所管                      |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------|
| 行財政改革大綱  | 社会経済環境の変化や市民ニーズの多様化、また、バブル経済以降の市税収入の伸び悩みや震災対策などによる財政状況の悪化などをふまえ、「市民主体の改革」「職員の意識改革」「聖域（例外）なき改革」「行政責任の明確化」「評価のしくみづくり」の5つを基本方針に、今後行政として取り組むべき指針を明らかにした。 | 平成10<br>(1998) | 総 務 部<br>行政改革推進室        |
| 地域情報化計画  | 情報化への対応を具体化する基本指針として策定。この計画では新しい情報システムやメディア等を整備し、市民がさまざまな情報を受発信することにより、新たなコミュニケーションや出会いがひろがり、そして、市民が安心してより豊かに暮らし地域全体に活力があふれる情報都市づくりをめざす。             | 平成6<br>(1994)  | 政策推進部<br>情報政策課          |
| 人材育成基本方針 | 地方分権の新時代にふさわしい「めざすべき職員」と「めざすべき職場」のすがたを明らかにしその達成に向けて「職員の主体的な自己啓発の支援」「活力ある職場づくりの推進」「研修・人事・職場の連携」を総合化し、計画的に進めるための方策を示す。                                 | 平成12<br>(2000) | 総 務 部<br>人 事 課<br>職員研修所 |